

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 g. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 e. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-001

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時まで年金記録はきちんと整理管理
されているものと思っていた。
(年金業務には従事していませんが)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-002

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多くの時間が必要と思われるが、解決方法は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	D退職者
所属	本 庁	〇地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) 〇i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-003

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いあたらない。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いあたらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

裁定請求がなされた際に解消されると思っていた。
知った時期については、はっきりした記憶がない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

入力誤り、入力漏れ等がはいよう、注意深く入力処理を行うこと。
又、そのように部下職員に文けて注意喚起すること。

反省点については、人間が入力する以上、ミスと^些々には不可
能であるから、それをカバーするため、全20の入力をバリバリ
とすべきであったこと。このための予算が確保されなかったこと。
と考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-004

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現行対策の実施

・解明を必要とする記録については、一人一人、一件一件記録の統合を着実に進めていくこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・5000万円に達した年金受給者について認識してはいない。

・報道等では「お金の2」で18.1%増

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・対応なし。

・問題意識の不足。
問題の全体的な認識がなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-005

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の理解と協力を得て、地道に積み上げるしか策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁としては、本人等からの届出にちとづき、記録の入力、重達を適正に実施していたと認識しており、まさか6,000万件もの未統合記録等があるなど、想像もつかないことでありました。国会で議論されるに及んだ平成19年2月頃と記憶しております。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指示にちとづき、国民からの照会等、事務体制の強化と街頭宣伝等による広報の充実を努めたつもり。

裁定時には必ず記録の正確さに関する認識があり、国民への周知を怠ったことが反省点と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-007

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

テレビ新聞等の話題になって
始めて知ったので記録問題は知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いつく方策は浮かびません

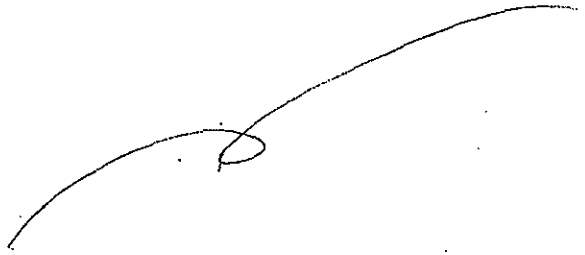
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金計算の算上基礎ですから
重要な記録として認識していた。
このことは民主党の我妻議員、国会議員等で
知りました

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-008

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

懲戒処分者を早急に正職員として復職させることが解決への最初の一步である。

・仕事に対して前向きに取り組んだ職員が結果的に処分を受けているケースが多い。
このような職員こそ今後の真の解決に向けてリーダーシップをとりえる。
 残った職員の志気も上がってくるに違いない。
 また、いくら外から人間を集めてもミスが多くなるだけである。業務委託も同じ

・処分内容が他省庁と比較してあまりにも重すぎる。
 (今日の事態を踏まえての処分ではないはずだ。また、処分を受けた以上その後については、他の職員と同じスタートラインに着かすべきだ。(2重処分はおかしい、ぜひ司法の場で争うべきだ。))

・来訪者に名刺を渡すことは辞めるべき!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人の人が複数の番号を持っていると行くことは知っていたが、年金請求の段階において統合されるという認識であった。問題の存在はいつ頃からははっきりしません。

時々青

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者、受給者の立場に立って、不明な記録を判明させ迅速な処理を行うよう対応してきたつもりであるがその量の多さに事務が停滞し、お客様にご迷惑をかけてしまった。

現時点でみた場合、オンライン化の導入等について本省幹部が毅然とした態度をとっていれば事態が変わったのではないか。今回の年金記録での対応、処分等も含め末梢の職員にすべて責任を押しつけている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-009

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

720

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題を解決するため、専門の組織をつくり、12月には解決するまで一歩も引かない。

720000

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長江の組織（特許）の権利の延長の
結果として民衆の利益に不利な認識の故に
認められずに。

しかし、長江の特許第1号、組織の特許の延長の
現行法で定められて、その延長の認められずに

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一人の申出者の意見に依拠し、これに
信頼を回復する方針を明らかにした

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

1~4ページ別紙に別回答

回答票③

整理番号 13-010

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

NO1

質問 1
特になし

質問 2

今、国が5千万件の宙に浮いた記録を被保険者記録と突合する事と認識しているが、この作業で全て解決出来るとは思えない。

特に対象となる原簿の記録は昭和20年代から30・40年代の記録であり、事業主からの提出書類を台帳に書き写して管理保管、記録を転記の上進達し電算管理に移行する為の入力作業(年金番号・カナ氏名・報酬記録等)時点の誤りも重なり、その後に現在のオンライン即時変換漢字氏名等記録になってきているが、オンライン移行前までの電算記録管理については、原則的に職員の手作業による記録管理の積み上げであり、多くの部所或いは職員の引継ぎによって現在の記録の基となっている。残念ながらその課程で台帳に記載されている基本項目或いは加入記録・報酬記録が絶対正しい記録としての認識は誤りであり、人(職員)から人への紙台帳管理を前提に記録を積み上げた過去のオンライン導入以前の記録には、多くの転記誤り・ミスがある事を認識して作業を進めるべきと思います。社会保険事務所には過去の事業主からの届出書類が殆ど無いと思われるので第三者委員会を活用するほかに方法は無いと思います。

現在、厚生年金基金が代行する基金記録と被保険者記録の突合作業が各基金で始まろうとしております。当基金は昭和41年6月設立で加入事業所からの届出書類に付いては、得喪関係から算定・月交関係書類が全て保存されており、当時の届出書類から基金・国の記録相違事項について現段階での調査では、国(社会保険事務所)の転記誤り、提出書類消失により結果未処理となった事による不一致原因と思われる事例が約8割ぐらいあるのではないかと心配しております。

国の被保険者記録の正しい記録への調査において基金と国の記録突合による不一致記録の判定には、基金側が保管している届出書類(健康保険組合・厚生年金基金・社会保険事務所として6部複写を設立以来使用)の活用もすべきであり、第三者委員会における判定の証拠書類として認められている実態も考慮すべきであります。

又多くの単独厚生年金基金が代行返上した際の不突合記録の調査において、殆どどの不突合記録を十分な調査もせずに国の被保険者記録に合わせて最低責任準備金を国に返納した事についても正確な記録への訂正処理としては、問題があると思います。

質問 3

年金裁定時に請求者本人の申立てによる職歴調査を十分にやり決定する事で問題は無いと考えていた。

マスコミの報道、新聞等により知った。

質問 4

現在の情報化時代と全く違う昭和 10 年代の制度発足からの加入記録管理は基本的には紙台帳を基本とした管理システムであった。然るに現在の情報化システムを前提とした記録管理と同等の管理記録が、制度発足時点に遡及して正しい管理記録が出来ない事（人が介在する事務作業に様々な誤りミスの事例がある）を厚生大臣にキチット説明すべきであり、裁定時点に本人の申し出履歴を十分調査する方法しか解決の方法は無い事を改めて認識すべき。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-011

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年～34年に全国社会保険事務局に保管されていた被保険者帳を社会保険庁業務課に一括管理され、名簿が全てパワースキャンされていたと聞いています。

当時の被保険者名簿の氏名にふりがなは併記されていたが、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の記録が信用出来なくなると、申立履歴に基づいて期間計算すべきと思われる。ただし、法律上強制適用でないので、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和47年頃、年金問題を知ったが、当時医療保険担当であり、ノルマ達成に四苦八苦しており、年金問題まで意識が廻らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、私については担当外の事案であり、対応のしようがなかった。

現時点で見ると、社会保障庁の被保険者記録一括管理のシステムとその経行事務に気を配った統一性がなかったことによると思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-012

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金制度が始まって以来長い年月にわたって積み重なって生じた様々な問題の解決に、対処しておられる現職の皆さんのご苦労、ご苦しいの程お察しております。

設問で挙げておられるような問題は特に思いあたりません。

年金記録の更新としては、紙台帳の労働者年金保険被保険者台帳から昭和、厚生年金保険被保険者台帳へ書き換え、そして、パンチカード、さらに紙テープ等を経て、コンピュータの記録に推移しており、そのようなプロセスは一般に知られていないことでしょう。

なお、各社会保険出張所(事務所)で保管・管理していた被保険者台帳(記録)は、各事務所でよいとした記録番号にかかっているものであり、後に社会保険庁へ引揚がらなければならなかった。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が特に思いあたらないところから、解決の方策も考え及びません。

自分の認識ではありませんが、
 既に指摘されていたような制度上の問題もあったことは、同様の指摘のとおりと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

配属された時の仕事は来る日も来る日も労働者年金保険被保険者台帳(大阪の紙台帳)を中版?の厚生年金被保険者台帳への手作業での書き換えでありました。単なる書き写しという小学生でもやれる?ような仕事にうんざり意欲を失ないかけました。臨時のご婦人方の手も借りました。いかに任官試験の勉強を通じ、また折しも昭和28年に厚年法の大改正があり、それを通じ制度の重要性、そして被保険者1人1人の将来の年金に結びつく台帳の重要性が理解出来るようになったものです。紙台帳の整備については、当時の保険局厚生年金保険課でも力を入れ、整備状況を直接看板に来っていたことも今もつづき語り継いでいます。記録の重要性の認識はありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険者側もなることながら、事業主、被保険者側でも、厚生年金保険の年金給付、とりわけ老後の所得保障である老齢年金への関心が高まり、重要性が認識されたのは、1万円年金の実現と、在職老齢年金制度が創設された頃からだったと思います。制度をお預かりする社会保険職員側でも、制度の基盤である各被保険者の年金記録の重要性の認識は、あまねく職員に徹底していたかどうかという点、その啓発、教育は万全とはいえないが、反省点としては反省されます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-013

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在実行している方策の遂行だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1. 適正に処理されていたと認識していました。
- 1. ススキ等によって知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1. 適正に処理されていたと認識しており、その対応方法は、特にありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-014

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判断が難しい記録に対しては、機械的な振り分けの基準が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・制度が発足してから、少しずつ積みもって生じた結果と考えます。
- ・2007年と思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・相談、内部処理及び外部との調整を正確、迅速に行い、職員全員で問題の解決を図ろうとしていました。
- ・主な事項は、次のとおり考えます
データ管理に対する意識が低かった。
データ管理の方法(制度上の仕組み、機械システム)が不十分だった。
加入者に対する周知が不徹底だった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-015

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、昭和29年6月より昭和54年3月まで在職いたしました。
 就任した時、年金記録は手書きで、紙質の悪さ、そして保管場所も室の隅々で書類は本を置く段の棚でして、
 今考えると到底長期に保管し、使用に耐えられるものではなかった。
 年金に文書しても口頭の意識は低く、行方不明でなくなったと思
 いながら、就任する毎に新しい年金番号を受け取り届出を怠
 るケース、未適用の事業所、意識の低い故に不正確な届出相
 当だったろうと推定される。
 これらに対して、適正化するための決定的手段がなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この当時の体制は、暫く改善されていったが、改善以前の
 記録を適正化することは非常に困難であると思います。
 また、本人の申し立てがないと解決が不可能だと思います。
 過去において、基礎年金番号の統合のとき、まだ今更には
 人時急便にて本人の申し出を促してまたわけであつた。この時
 は方法で解決することは、労多く効率的ではないと思います。
 「解決策」としては、年金の裁定請求を受けるとき、本人の記
 入を明確に書いていただく、それとついでに調査するの
 効率的だと思います。前記にいう被保険者名簿は、未だ状態
 が悪くとも記録は確認される筈です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙質の悪い手書きの帳簿で、しかも膨大な記録が各事務所で保管されており、転写ミスと異なる記録をどの様に統合されるの、また、その後記録は機械化されるわけでは、その膨大な記録が果して適格に移るであろうか不安を感じていました。

今回 未統合記録5万件の発表があり、問題の存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は昭和43年に記録の003課に配属されましたとき、不安に思い、古い被保険者名簿の整備と保存しやすい様にアルバイトを使って整理しました。反省点は今考えると色々あります。基本

的には記録管理のシステムに問題があったと思います。長期保存とその費用に悩まされたり手書きの紙造帳。機械化が望み記録の統合が遅れて、余り膨大な記録の移行がされたこと。

永達視陽の職員についてとびくの批判が云われていますが、多くの職員は、自分のやり方な環境の中で一生懸命に勤めてきたと自負しております。しかし結果として国民は勿論のこと、現在勿論といふ後輩に大変ご苦労をかけていることに大変申し訳なく思っている

と同時に残念に思っております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-016

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

78 L

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・被保険記録は「社会保険の財産(宝)」であるという認識のもと、日頃より記録管理の適正化には面々の注意を促すよう心掛けていた。
- ・問題を知ったのは退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・以前は「被保険者が、両就労する度に「被保険証」を取替える者が多く、かつ、その際「生年月日」が異なる者を多量に受け取り、一日も早く「ゆりかごろうき場」の生涯を通じて一記番とする「社会保障番号制」の導入が必要。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本 庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-017

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金定期便を殆ど、現在奥地まで2~3ヶ月を
経過後にのみ届く。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いかりの消えた年金記録について、複数の年金番号、厚生番号を併用していることは早くから承知していましたが、届出は本人の申し立てに基づくものであり、当時の制度上完全に一本化できなかったものであると認識していました。一般的に考えれば、裁量で本人の申し立てにより解決されるかと思われていたと思います。
事業所の廃業、職員変更等については、東京の併管後(事務所移転後)承知したが、恣意的な処理が行われたかどうかは承知していません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号を制度上一本化できなかったことに由来して消えた記録の問題では、基礎年金番号の導入が遅れたことに、局長の根拠があると考えられる。今後、国民年金番号制、第一号被保険者の導入を早く、制度の早期成立を目指すべき。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-018

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません、

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

対象者に対する十分な説明が必要

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人の申し出により問題を知られた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題により対応を要する。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-019

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

企業側より関係方面に照会し確認すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

確実な記録から、年金記録問題と認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題は年金記録問題と認識していた。
年金記録問題は年金記録問題と認識していた。データ入力
年金記録問題は年金記録問題と認識していた。データ入力

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-020

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

データの徹底した整理、
システムの整合性の確立、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(昭和20年代) 健康適用、年金不適用、記録
例があつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

たゞいま、来所した本人がいたが(該当者)
事情を説明し年金資格期間が無いことを
分る。本人も思い出し納得した。
※ 管理者の資質の向上が必要。
(その場凌ぎの麻痺)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-022

この用紙は、公表する場合があります。

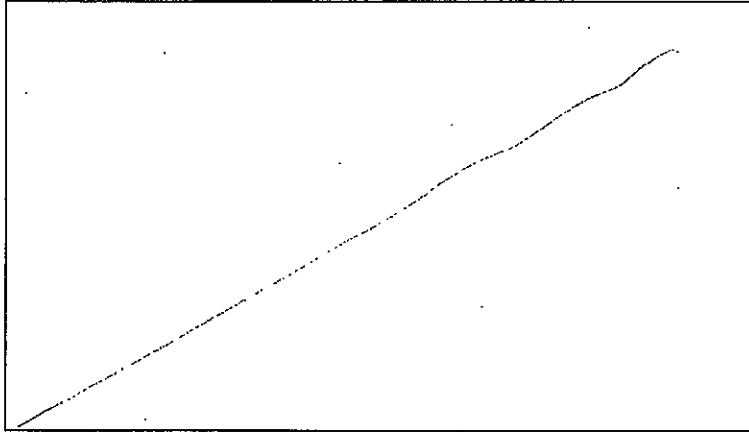
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

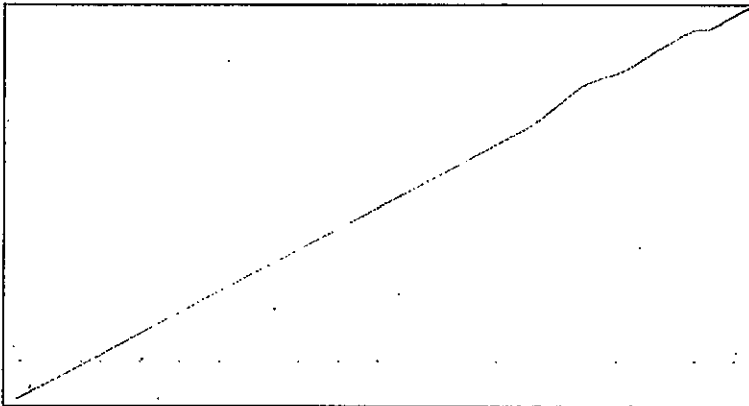
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-023

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

54万件の米統合の記録が遡って標準報酬等の訂正と並んで資格喪失させて事業は一般的な知られている問題以外は記憶がありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時に効果はありませんが徹底的に調査することにはお考えます。
 あるいは、既にわかっていることがわかりませんが、社会保険事務所のOB会や業務経験のある者に集り、人権職等ひ徹底調査するお考えにはお考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

滞留を遂行するうえで真面目に生活懸命に働く若手ミスマッチ事故が起ることは、考えられず、基礎年金番号による年金記録がある件は、オンライン記録で全帳簿と保険料納付簿から正確にマッチングしている限りは、数年前からのマスキング報道がありました。厚生年金、旧創設、相互保険の組合員の記録がデータベースに反映されているこの件は、保険料の納付の遅れにもかかわらず、年金記録がないという件は、全く知りませんでした。

遡って保険料納付を訂正したり、遡って資格喪失させる件については、保険料を減額させることができ、現給上は昔から考えられていたことですが、実際に付いたということは、聞いたことも見たこともありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

滞留エピソードのミスも考えられることや、事故発生後に再点検を行うことを重視し、変更のシナリオの強化を図るべきと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 <i>長野県社会保険事務所長</i> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-027

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録(問題)は、制度の問題であり、法制度の
経緯も含めて、正確な情報を広く周知させる
こと。
行政(は、政治と正しく向き合って、問題解決
の主導権をとること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時にも、年金記録問題が起きている
でいい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

請求主義は、否定されているのか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-028

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和68年ごろ、ドイツの公的年金制度について話を聞く機会がありました。

ドイツでは、毎年、各州の年金金庫への金加入者に対して年金記録を通知しているとのことでした。そのため、年金記録管理に力を入れていることがわかりました。我が国でもこのような仕組みを導入するべきだと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、厚生省、保険庁では、年金記録に疑問が及べば、裁定請求時に調査、確認すれば良いという考え方があったと思います。

その頃からでも正確な年金記録管理が必要という考え方に立って、ドイツと同様の方式を採用していれば、事故件数ももっと少なくて済んでいたのではないかと思いますが、請求主義が支配していた状況の下では、改革を提言しても無駄だと思えていました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-029

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未知の件については存じません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合が約400万件とのこと、凡庸な者にとり余りにも重い命題です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録業務に従事したことはないが、昭和40年代の時
調査官が各事務所へ動員され(グループ編成)事故
リストの解決処理にあたった。この時事故リスト
発生の事実を知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の機器や処理システムは知らぬが、所詮人間の手にする
ものである。上述の「処理」の際は、該当原簿に戻り、それと元
に事業所名簿、記番手帳出簿、算定基礎届などを調べ、なお
かつ、当該事業所に下し、にて確認……などをくり返し、ほとんどの
事故リスト(フォーマットリスト)を処理出来た記憶がある。
この様な事故発生は事実にすぐ突くような姿勢があれば、数千万件
のアンケートなどは考えられぬ。このため、職員にはパンク終了
時に原簿との読みあわせの原簿行を強く求めた記憶がある。
しかし、これがいっぱい続いたか……が反省点である。
一つの大きな障壁となったのは残念ながら尖鋭化した組合(自治
労への盲従)と盲信した者の発生である。しかし、正常化に努めた者
も多数居たのである。(追! 民側の制度についての理解力は現在の
実態の差である……官側のPR不足であるか?)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本 庁	○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-030

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和38年通年課名簿担当 } 簡単な経緯

〃 40年給付課年金担当

〃 42年社会保険調査室

当時の経緯から次の事例が多く見受けられ、これが年金記録不明の大きな要因になっていると思われる。

① 資格取得時存続記録、氏名、生年月日に虚偽の申告。② 過去に年金手帳を失くしたものがわづら新うに手帳を。③ 事業主は社員の希望により年金、健康保険加入をせよ。(本人は高い年金収入を望む)

④ 退職時にわづら散逸年金の請求が多い。(女子社員が多い)

⑤ 被保険者資格喪失後、わづら作為わづら月未喪失し。

⑥ 当時は一般に氏は年金に対する関心が著しく低い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の年金記録について、完全な照合は不可能でみられている。

従って、次の二点が考えられる。

① 現在の年金記録が正しいものとして整理を現する(どうゆえ方法で調査するものな不明なもの)

② 年金記録不明者に対しすべて年金を支給する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〔質問3〕あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は在籍していた当時(平成元年度月会報)は現状のような年金記録問題は存在してはいない。
また、当時の社会保険事務においては、法令、各種規定の通り、上部(社会保障庁、東京都本課)の指導のもと的確な事務処理に努めていたと記憶している。
なお、この年金記録問題については、新聞、テレビ等の報道で知りまいた。
大抵4～5年前と想う。

〔質問4〕質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は在籍中は、年金記録問題が存在してはいないので、対応のしようがない。
また、この年金記録問題については、大要由々として問題であると認識している。一時的な早い解決を望む。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-032

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

件数が多いので、速時処理といっても結局時間がかかってしまう。

支給命令に近い順とか... 段階的に、ていねいに対応するとかがよいと思う。(よく広報してもらうで。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職時には全く知りませんでした。
新聞報道が有って知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインへの対応に短期間で急いでやろうとして
無理があったのではないか。
事業主に由相当程度は責任がある。
(保険料の納付義務者は事業主であり)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ☒ h. その他(事務局) (都庁) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-033

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の統合に諸々の原因が存在すると推察
されますが、統合が不可能となるケースも残る
と考えられます。単純には解決策は出ないと思
いますが、最終的には何らかの目安のもとに全被保
険者を収容することの方策が考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◎昭和45年前後、年金記録の事故リストの処理とどうして、被保険者一人一人の生涯記録と管理するのは大変であり困難であると認識する。同時に、将来大きな問題になると思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の管理の重要性と考へ、職員、制度と良好に理解するようより一歩の右所々の機会を、通し、資質の向上を計ること。
反省点としては、国も国民も現在の様な超高齢化社会となって、やはり制度に対する理解が乏しいか。戦前、戦後の日本の経済社会の移り変りに、制度も改正不足で、国民に対する制度の理解を促す努力が乏しい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-034

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題については、社会保険事務所に行った者としては、事務所からの届出の間違い、被保険者本人の申告の間違い(事務所が利用しているために年齢、氏名等を偽る)、また社会保険事務所の入力相違等が考えられ、一方的に誰が悪いと決めつけるのは問題があると思います。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決に良い知恵はありませんが、ある程度参考になる資料等があれば、被保険者記録を認めるを得ないと思います。但し、公平性を考え、不正には十分注意すべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の減額業務をやっていたこともあり、将来の年金に与える重要な記録であることを認識していたので、間違いのないよう注意していたつもりです。
問題が存在することを知ったのは、おわり賞を頂いてから、新聞等で取り上げられてから認識しました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所に在籍していた者として、年金記録整備には一生懸命やっていたと自負していますが、今考えると業務センターの処理能力は十分だったろうか?、地方と業務センターの連絡はうまくいっていたのだろうか? と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ㊦ 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ㊦ 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-035

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている定期便等により、本人確認を徹底する以外方法はないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金被保険者記録のコンピュータへの切替について、氏名のカタカナ入力で読み違いによる誤りが出ることは予想できていた。

しかし、このような大問題になるという認識は全く、新聞等で大きくとりあげられ初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

氏名の記録誤りについては、国民年金の場合区市町村での本人確認が可能なので、修正できるとの認識があった。

反省点としては、被保険者記録の統合の際に、もう少し予算をかせれば、違った方法が採れたのではないかと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-036

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記(質問1)について「無」のため
特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いわゆる旧台記録については
オンライン実施時にコンピュータに収録
すべきであるという意見を東京都から
の意見として社会保険庁へ要望していた。
(理由)相談時に被保険者記録をどう
確に回答できなかった等、窓口が混乱
するおそれがあったから。
→ ~~当時~~ オンライン計画実施前後から都の
担当課に属していた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおり相当強かに要望したが
スタート時期、該当記録(旧台)の
照会件数の予想が少なく思われる
等々理由から、記録統合が阻害
られてしまった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-037

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一連の「宙に浮いた年金記録」、「年金改ざん」というパッシングの報道により、年金問題として、とらえるようになりました。年金記録の確認は、国民年金の未納については、オンラインの記録が優先してありましたが、本人が納付していてもないかという点では、まずマイクロフィルムを確認し、次に区市町村に(台帳が残っている)台帳を調査し、それでも未納の場合は、本人が証明していく方法になるかと思いますが、又、厚生年金記録は、通時、資格照会の中請という方法で、証明することになったりしており、最終的には、年金の改ざん請求を提出する年金相談時に、過去の履歴を洗い出し、本人の申告と照合し、チェックできる体制になったと思います。しかし、現実には記録がもれてしまうという事は、この問題では、車庫で取り返し、いくつかの番号をもちいることがあったと思います。また、番号を導出した当時、本人には、二つ以上の番号を持っている人は、申出するよう照会書を出していたと思います。本人の関心が薄く、その回答は低かったと記憶があります。当時のままのように、徹底して、不備をシステムで構築し、定期的に本人の通知をするという処理を繰り返す必要があったのかなと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

又、標準報酬額外の訂正は大半が長期に保険料を滞りした車庫主が決定した事象だと思えます。徴収期満後はこの長期に滞りしている車庫主に対して、まず強く督促して保険料を払ってもらう努力をしております。しかし、不届きで滞りしている車庫主の保険料は徴収する事は容易でなく、差押えをしなければならぬ状況に陥る中、車庫主も自分の老後の生活にまともに関心していない場合が多く、そのような車庫主の標準報酬額外月額を突進に訂正してしまっているものがあったと思います。保険料を払いながら、将来高い年金をもらうという事には関係ない、保険料を真面目に払っている人との不公平が感じられる事になります。この事実が明確に国民に説明しておけば、このような大いに関心を持ってサポートする事はなかったのではないかと考えております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-038

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に関心ありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録整備等が必要とされる事例が具体的にわかりませんので、対応等についてお答えできません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

実在する人数以上(数倍)の記録が存在するか。
基礎年金番号導入前は本人の住所が登録(記録)
されていなかったこともあり、資格喪失後の記録
等の確認・整備ができていなかった状況にあった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に複数の年金手帳を持参し、記録の統合
と申し出る方も多く、履歴の確認にはとくに努めていた。
年金制度は度々改正等で複雑になっているので、
制度の周知と広報等によりやりやすく行うべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-039

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原簿等に当たるとともに、本人確認を行うなど一件ずつ処理する以外に方法はないのではないかと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題として認識していたことは二つある。

1. 紙台帳で管理をしていた年金記録を、コンピュータの出現により、手帳番号(年金番号)と生年月日の二つのキーを使用し手作業で切り替え収録した。その後、コンピュータの能力の向上にあわせ、カナ氏名・漢字・住所を手作業によって収録したことにより、ある程度の確率でミスが出るのは避けられないと思う。

切り替え及び氏名等の収録のつど本人等へ確認が必要だったが、これを怠ったのは、予算を付けなかった大蔵省(財務省)・厚生省(厚生労働省)・社会保険庁・各都道府県保険・国年課のすべての認識不足であったと思う。

2. 基礎年金番号(基礎番)と住民基本台帳番号(住基番)が相次いで設定されたが、この二つの番号をそれぞれ別に設定することは、大変な無駄であると思った。

また、厚生省と労働省も厚生労働省に合併となった時期でもあるから、少なくとも基礎番と雇用保険番号は早い時期に統合をし、それに住基番も統一をすることが、効率的な管理をするのに最適と思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1については、事故が判明したつど個別に原簿等に当たって調査する以外になかった。また、原簿は、マイクロフィルムに撮影しても保存をすることが必要と思った。

2については、地方の立場からは、対処のしようがなかった。今後については、省庁間の問題を越え住基番・基礎番・雇用保険番号と税務の番号を統一横断的に情報を管理照会できるようにすべきであろう。

年金の記録も標準報酬にこだわることなく、年収で管理すれば税務の番号との統一は行いやすくなると思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-040

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 車販兩州改定の旨を以て、本社保車員の徴収率 10% にせしめ、
 2 州の車販は、其の旨を以て、車費の 10% に徴収せしめ、
 7 州の車販は、其の旨を以て、車費の 10% に徴収せしめ、
 ○ 加入の割合が、無... 人の割合は、本社保車員の手続をミ入せりて
 車費主の割合は、(黄) 10%、加入者の割合は、10% に
 手帳の割合は、10% に不明分、加入者の割合は、10% に不明分等、
 車費主の加入者の割合は、10% に不明分等、加入者の割合は、10% に不明分等、
 加入者の割合は、10% に不明分等、加入者の割合は、10% に不明分等、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[illegible]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-041

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

いい。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治判断。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道による。それ以前は不知。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金・通達の内容。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-043

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-044

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%の回復は無理であることから、国民にその旨説明をし理解を促す。その後、90%程度の回復をめざし作業スケジュールを作り、一応の着点を定めるべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・未納合記帳 …… 基礎年金に付した時、最低でも厚生、厚生年金の2つは
あることを認識。
- ・厚生年金 …… 報道で知りました。
- ・正確に入力 …… おろしに化(した)時は、かなり客しか入力出来なかったと
聞いた時。(57年頃?)
- ・保険料納付記録 …… 検認表に基づき手作業で消し込み(211円時分)
についで、多少の誤りはあることを認識していた。
- ・事業に基づかず …… 事業に基づき、事業主の報酬訂正(211円と認識)
している。従業員等分については報道で知りませんでした。
- ⑥ 本人が年金相談にお見えになった時、大部分が解決出来る
と認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・年金相談について懇切丁寧に対応を心がけていたし
職員にも指導していた。
- ・おろしに化を早速に追めた結果、当時としてはベストでは
ないが、ベターな方法で行った結果であり、ここを大きな
反省点として残す。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-045

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進行中の策3者委員会に委ねるのがいいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は知りませんでした。
存在するのを知ったのはマスコミ等が報道されてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の場合、紙台帳を電算化する時点で読み合せが充分なされなかったのではないかと思われる点が反省点として挙げられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ① 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-046

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適正かつ迅速に解決しなければならぬと存じますが、
 厚年事務の経験が極めて少なく、又国年事務については
 実務経験が皆無の状態であり、更には本件の
 実態も把握しておりませんので、恐縮ながら答え
 見出せません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代に、庁・業務課から地方庁(お侍事務所)に厚年記録に係るいわゆる「事故リスト」が送付され、これを処理した経験があり、その際多種多様な事故があることを知ったところです。
この「事故リスト」の処理すなわち事故の解明の積み重ねにより、厚年制度への加算者記録は着実に整備・統合されていくものと考えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後まもなく20年を迎えようとしておりますが、在職中は医療関係業務が主で、40年前の上記「事故リスト」問題以外、年金記録の問題に直面したことはなかったものと承知しております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-047

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

難問の問題と認めます。
年金記録の発生は、例えは、厚生年金の国民年金への記録を
認めないことが必要です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来、年金給付に係ることで、大市の業務と考えて
いました。
然、そのような問題は、あまり認識していません
でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点
として挙げられるとお考えですか。

特にありません。
それ、遺憾の問題であり、これからどうあるべきかを
考えています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-048

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に知られている以外の問題点について、思い当たる事例はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の関連ではありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〔質問3〕あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年7月の退職時まで、年金記録について表立ったトラブルはありませんでした。
また、このような年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミによる報道がされてからです。
在職中、年金事故リストの処理に苦労したことが思い出されます。

〔質問4〕質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題の反省点として

1. 保険料の徴収成績に走る余り、法令規則に基づく処理をしなかったこと。
2. 年金記録の基となるデータの入力は、全て人の手によるものであり、入力時のチェックが万全であったか、
があげられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <u>f. 事務局課長級以上</u> *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-052

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名寄せ等コンピュータシステムを活用し、該当者と思われる者へのアプローチ及び裁定請求時における聞取り等現在実施されている方策以外ないと思います。

なお、アプローチの際に必要な住所、電話番号等の個人情報については、市町村の協力が得られるような環境整備を必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 氏名の読み方の相違や生年月日を偽って採用していた等同一人としての判定が困難で未統合の記録があることは承知していましたが、名寄せ等統合のためのシステム開発経費、郵送費等の予算確保はできないと思っていました。
- ・ 従って、裁定請求時の対応以外ないと考えておりました。
- ・ 未統合の記録が5千万件もあると知ったのは、マスコミ報道によります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 基礎年金番号の付番を契機に、未統合の記録について、本人確認をするための対応策(名寄せ等)を図るべきであったと考えております。
- ・ 今後は任意者以外の活用といった、一人一番号であることの確認を常時閲覧できる等の体制作りも必要かと思っております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-054

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らず。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的に教へる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 在籍中、年金記録は適正に処理され
ていたと認識していた。
2. 従ってこの後の諸問題は
知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

体系的に教えられる

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-055

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

単期間の記録については、
容認する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の不適合と認識して
いた。機械化が進む中で不適合
が多かった。
昭和56年頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録整備が必要であった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-056

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、[redacted]を転職し、[redacted]「養老期」になると毎年、八王子の会社へ半日位働きに行っていたが、夫が死したことで遺族年金を請求したい」との申し出があったとの連絡を受けた。故当事業所には資格取得記録がはいり、事業所担当者も呼出して事情聴取したところ、資格取得届提出と申し、判明し保険料請求時効の2年経過して取得届を提出せしめ、遺族年金に請求しつけることかいて「よし」。

なお、同様に届出せしめようとしたので、同時に提出させた。この事業所は被保険者数40名程度で、社会保険費を要請していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の時効に拘らず、事実上とせず取得届を提出させるべきではなかったのか。

制度の周知方が不足していると思いついて、この事業所限りの扱いで終了させた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-058

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多給確発生者から順次整理するのではなく
全被給者全若一斉に整理する時間を要する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金が、電算システムによる管理へ切り替
え管理。
切り替え作業による事故は若干発生し
たが、受給記録を年令時点で最終記録
確認を行うことになった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※当時の電算システムの容量等の限界があった
※ システム改善等記録管理に係る予算
が不足か
※ 行政当局の導入への指導力不足と意
志の弱さ、一国会議員時代にハッキリ現状を話す
必要があるのではなかった(伊藤 隆夫)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ☒ h. その他(事務局) 上席医療事務指導官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-059

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間を掛けても検証をしていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来、この様な問題が起ころうとは認識
していた。
年金は申請主義ということである程度申請時に
誤りやあれば訂正されるというもので片付けられて
いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

処理誤りがばいばい、チェック体制の強化、
業務の機械化が遅れたこと、
。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-060

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の本人確認のくり返し。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な事が起こるとは考え^ずなかつた。
又、レポートで知り得たかと思ふのは、
社会的に表された時。
人間が行うことが億単位の記録が金で繋い
どはむずかしい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録時の取組等の完全なる本人確認
現時点での反省内容はなかつたと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 <i>保健施設課長</i> h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-062

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですが。

台帳との照合しかないのでは？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題に拘らず、全ての業務について、
地方庁(社会保険事務所)は法令、通達、はらばら
社会保険庁の指導にもとづき業務処理をして
まわした。しかも資格関係の不適合については
事故リストとして定期的に予めその事務所に
戻され、補正処理をしていた。このように膨大
な事故件数があったといえる。信じられません。
この問題について、承知しつゝは退官後です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員団体への対応が弱腰だったのが
いけない。

回答第④

この用紙は、公表する場合がります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金に関するどのような問題と関係していましたが、また、そのほかの年金に関することを知らたのはいつ頃でしたか。

年金は、年金の支給額が少額で、生活が苦しくなり、年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。

(質問4) 質問3の問題に関するもので、あなたがどのような方法で解決しようとしたか、また、そのほかの年金に関する問題をどのように解決しようとしたか、として挙げられると幸いですか。

年金は、年金の支給額が少額で、生活が苦しくなり、年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。

年金は、年金の支給額が少額で、生活が苦しくなり、年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。年金の支給額を増やすことは、年金の支給額を増やすことが必要である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-066

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年作業による台帳処理においては、年作業であるが故の誤記録が存在することは認識していた。したがって裁定請求時には、正確な職歴の記載を求め、年金記録の過誤を補正して裁定を行っていた。

○コンピュータ導入後、古い台帳記録から順次コンピュータ記録に統合処理され、古い紙台帳から順次の役目を終えるものと理解していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○コンピュータ導入後に新規加入した者の記録は、年作業処理による台帳よりも格段に高い精度が維持され、それ以前の記録で裁定を行う被保険者は順次減少して行くこととなるので多少時間がかかるが、記録の不備の問題は、解消するものと認識していた。

○被保険者、および被保険者であった者が、全員同時に裁定請求がなされ、それにたちに対応しきれなくなっているような事態の発生は想定はなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-068

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大原は、2年かけて完全な解決を目指しているようですが、これだけ、時間と人数を費やして努力しているのだから、ある程度はこうで着地すべきだとも思います。費用は無駄だとも思います。むしろ、過去の分は、早期便を実施しているから本人の申し出を待つ。それより、今後への対応問題の起こるような方策(例えば、社会保険カードなど)を一日も早く実現しよう。それに費用をかけるべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年代から50年代にかけての事務所に在籍していましたが、適用関係に属したことは一度もありませんでした。ただ、年金に属しては、年金給付に属したことがあり、本人の申出に従って記録を調べることも多くありました。その時感じたことは、手帳や印鑑を持っている人は、ざらでしたし、生年月日や住所を記入したり、戸籍と違う通称名を記入してある人も居ました。こういう状況でしたから、当時は、全般的に年金は先々の計りから、給付の際に記録もきちんと確認して交付すれば良いと言った程度に認識で、それと、このような社会問題になることは思いもしませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主を通じて届出が出来る、それが正しいと信じて処理していたので、その時点で戸籍帳等を確認しがい限り、届出する者が少なすぎたことはあるけど、給付の際に記録が
ある、それと対応しました。
もちろん確認

届出は、適格に処理することは大切ですが、生涯表盤とある住民を把握している地方庁を通じて届出が出来るか、届出が来た時点で住民手帳等を確認しながら処理するか、現行制度を変更しない限り、この問題は多かれ少なかれ今後も起る問題と見なす。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-070

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない事項として知られていない問題はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点における問題解決の方策を聞かれても、突然の事であります。その上、二年前、脳梗塞と患い、悪い思案が浮かびません、悪いかうす。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年10月から55年1月迄 給付課年金係に在籍していたので、当時でも
年金関係(年金事務課と年金事務課)の記録と管理については大変でした。
(本が所収する年金と関係ない、従って記録係と年金取得者等)
年金は老齢年金と報酬年金とを管理する必要があり、重要な事務と
認識してはいました。
記録の不整合や期間の不明等が問題と知られる、マスキング発表
により最中です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

- ① 管理、監督の地位につく者は、確固のポリシーを持ち、強力に業務を遂行して2つの人を地方等に推薦することを願います。
- ② 機械化移行時 労組にオンライン化反対を標榜しており、移行事務の複雑な仕組みに疑問もあり、取組を研究と徹底すること、が大切だと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-071

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に取り組んでいくことが重要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

統合されている記録は、裁定請求時に
調査のうえ、つぎでいくと認識していました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去にもっと予算をつけて、統合に可なり
進んでおけば良かったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-072

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代前半のことですが、生命保険会社では採用時に年齢制限を設けていた。生年月日も偽って入社。資格取得して思わぬものがありまた。氏名も通称名を使っていたため、再交付業務時、本人と特定する時の事業所担当者には問い合わせたことがあります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応の方策は考えられませんでした。
当時の業務は手作業。紙台帳の管理が主であり、年金歳入時に記録の突合照合するといったことが問題の発生源要因だと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-073

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていることのほかには、知っていることばかりではありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金に対する不信感があるような報道が多過ぎるように感じます。年金の大切さやPRが必要と感じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は国民の老後の支えとして極めて重要なものと認識し、金力を挙げて保険料の滞り整理に邁進したつもりです。不適切な処理をしていた例があったことは、報道によって初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中には、不適切な処理があったことは全く知りませんでした。それに対応することは考えておりませんでした。強いて反省点として考えられるのは、保険料の徴収成績を上げるための勇み足があったことはないかと思われれます。記録問題では、長年に亘り手作業による名簿処理等が行われており、人員にゆとりがなればダブルチェック等の対策をとってあれば、処理ミスはかなり防げたのではないかと思われれます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-074

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の解決策と地道に実行する以外に方策はないと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するを知ったのはいつ頃でしたか。

全く認識しなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-076

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現政府 厚生労働省の対応が良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については受給要件であることと認識し
報道によって問題の存在を知る

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入事業所からの修正届出並びに行政の修正事務処理による記録の管理を正すことでの対応で。
問題点として今後の対応では業務執行に資する予算を確保し事業主及び被保険者に対し年金についての必要性も含めての制度内容の広報の徹底を図り理解を得加入並びに保険料の納入についての対応を。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-077

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

尚、わかっていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度、政策面からも解決のアプローチが必要と考へて、制度をよりシンプルに、記録の判断もシンプルにするなど、道筋をはっきりさせることも方策の一つと考へます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年頃に認識している

過去の記録の積み重ね(法改正を含む)の中で発生している
と考えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指示(通知)等に基づく連絡対応をしておりました。

データ管理の重視を促す認識と加入者の負担に配慮し、

今後の周知不足が大きいとも考えています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-078

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別の方策は考えられません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録より年故もありと思いますが、届出側の誤りもあり
ありと思っています。
職域を変える者の中には、前歴で除かれたり新規取得としたり、氏名や生年月日を変える者もあり、将来の年金を受けるときは大変だと思った。
記録不適合による非正規リスト調査において修正をしながら、やはり正しい届出がないと記録がつかないと思った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機会あるごとに正しい届出を指導した。強制的な
資格取得時に年金手帳(被保険者証)の交付方法
ありと思いましたが、現行には事務的な手順も個人の
コッパリハニエーの問題もあって無理もあり、何卒の申告
を正しいものとして処理するしかないと思った。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 上席地方社会保険監察官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-079

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

私個人が特別に知っている というものは思い当たりません。
あえて考えてみると、どこかの「元徴収課長」が「社会保険庁や上司からのノルマ達成のため、滞納保険料を帳消しにする方法の一つとして、年金記録を操作した。」という趣旨の発言を思い出しました。
その県ではその様なノルマがあったのかもしれませんが、私が所属した東京では、年金記録を操作しなければならないほどのノルマはありませんでした。
勿論、それがいいのかわかりませんが、私には判りません。
ノルマはなかったことをお伝えします。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「宙に浮いた年金記録」となっているのは、厚生年金保険制度発足時から昭和 30 年代までのものが圧倒的多数です。問題解決に向けた私の意見。それは、膨大な費用と労力を投入して、現存する「紙台帳」の記録を改めて全件データ入力することです。データ入力さえ不可能なものもありますが、やるしかありません。もちろん、膨大な費用等を投入することに関しては、事前に国民の了解を頂く必要があります。
それに加え、故意または過失により、虚偽の届出をした事業主・事業所事務担当者・社会保険労務士等からも情報提供を求めることです。これも少なくありません。
最後に、「年金記録が自分の知らないうちに変えられていた。」という話を聞きますが、これについては「その事業所が保険料滞納事業所であったかどうか。滞納保険料は完納されたかどうか?」を事業主に対して調査しましょう。社会保険庁を一方的に追求するだけではなく、保険料結付義務者が義務を履行したかどうかは重要な問題です。それを踏まえて社会保険庁職員への調査を行いましょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の中では「基礎年金番号に本人記録が一本化されていない。」こと以前に、「年金記録目的外閲覧」「国民年金不正免除」などもあったと思われ、何からが「年金記録問題」なのかが定かではありません。「不正免除」と指摘された手法も、今では同じような作業を行っても不正ではなくなったと記憶しています。

つまり、「年金記録問題」に定義はなく、誰かが「それは問題だ!」と指摘し、その意見に関して多くの同調者が生まれた場合は「問題」になったと考えます。現に、事業主が被保険者の氏名・生年月日・資格取得(喪失)年月日・標準報酬月額等を故意または過失により誤った届出を行っても誰も騒がず、問題になることはありませんでした。

その様な問題が存在することを知ったのは「多くの同調者」が生まれた時です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「目的外閲覧」や「不正免除」については「意味のないこと」と考えていましたので、積極的な興味・関心はなく、当時は上層部からの指示を淡々と部下に伝えるだけでした。

また、年金記録問題全般に関しての反省点ですが、現時点で考えた場合、まずは基礎年金番号制度を作ったことでしょう。この制度を作り、過去の年金加入記録をすべてこれに登録することにしたため「宙に浮いた」ものが生じたのであって、厚生年金・国民年金などを従来通りの記録管理方法のままにしておけば、「宙に浮く」ことはありませんでした。

もう1点。ほとんどの関係者は問題を指摘するだけで、解決策を提案しません。その無責任さが反省点です。特にマスコミ。

(非常にレベルの低いコメントであることは理解しておりますが、質問に対する私の回答はこうなってしまうです。)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-080

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一付一付の年金に對するお金の流れが、国民に對し、不透明な不安をもたせる一掃にするべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録にコワレ問題があるとは思ってなかった。
5千円件について国会等で取り上げられてから知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題解決のため、職員一丸となって休日出勤をさせながら対応した。
基礎年金番号導入時に、人、物、金を大量に導入して対応していたのは、
今日の体面にはならなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-083

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特に年金記録について問題が
無かったのですが問題が存在するのを知
つたのは最近です

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-084

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 厚年の場合、事業主の責任で届出され、同年の扱いと違うことが理解されていると思います。

2. 責任の所在が違って来るので同年と厚年を区別した方が良いでしょう。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な解決策は浮かばない、
根気よくやっていくしかない。
併行して大卒の云々通り手続きを
どの実態をすべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年前のことでは問題を意識をしたことはない。
~~福に落ちた年金事件や新聞、テレビ報道~~
~~されてから知った。~~

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. なぜ問題認識をしていないのかを考えた
 ことがない

おねさん特別(定期)便は時機尚早か
 あつたと思はれる

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-085

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたにご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在行っている作業を、今後も着実に続けていくより他に方法はないと考えます。
2. 特に、年金請求者分については、これまでどおり年金裁定請求^時において、徹底的に記録確認を行っていくことが基本と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 5,095万件におよぶ未統合・整理されていない過去記録があることを知ったのは、平成19年の通常国会の時です。

2. それまでは、年金記録問題としては認識していませんでした。

在籍当時の日常業務の中で、稀に記録漏れ等があったことは事実であり、その都度、記録訂正を行っていましたが、後に、その他にも記録誤り等があったとしても、年金裁定請求時には、しっかりと記録確認を行っていましたので、問題はないと考えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金記録問題があることを知ってから、それに関する本庁からの指令(調査報告を含む)が急増し、その対応を図るのか、精一杯であり、その他には特別なことをできる状況にはありませんでした。

2. この年金記録問題について、恥ずかしながら、現場(社会保障事務所等)においては存在を知らなかった(気がつかなかった)のは事実であり、対応が附かなかったと反省しております。

この問題の存在と知り得る立場にあった者が、判明した時点にできる限り早く、具体的な対応策を地方庁等に指示すべきだったと反省します。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)		
① 事務所長 杉並社会保険事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-087

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳と照合して解決を計れば
良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の老後を支える年金額の基礎となる重要なことで、真剣に仕事をしてまいりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械処理への移行に際して、誰もがこのような問題が起こるとは思わず、仕事に対して真摯に取り組んできたと思います。もっと時間的余裕をもって行えば良かったのではないかと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-089

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特におし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○新規適用時に住民票又は戸籍簿本の提出を求むる
(生年月日や氏名を正確に記録する等。)

○年金支払を会報で一括管理している話を知り、
本人管理の徹底を図る。
(生年月日やフリガナを正しく記録する等。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 。年金を^{若く}信じて就職する人からいふことは、若から知っていたが、それは本人の問題である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 。年金課長が本人に出す資料は、職員のみにしか見せられなかった。
- 。本人、会社、役所がそれぞれの立場で、正しい取扱いを心掛けるべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙に記入

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙に記入

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号 13-090

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙へ記す。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙へ記す。

平成21年12月13日

社会保険庁総務部総務課長 殿

年金記録問題に関する調査について (回答)

〔質問1〕年金記録についてこれまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

〔回答1〕年金記録についてはこれまで世間一般にテレビ、週刊誌等でその問題の根源、経緯、関係法令を抜きにして表面的、皮相的に面白、可笑しく興味本位に報道され、その過程で次第に本質が曲げられ、事実と遊離していったことがある。年金に関する問題について、その本質を理解していない国会議員が政争の具とし、評論家が売名に近い(社保庁職員を「国賊」とまで呼んだ者がいた)物言いで声高に発言していた。確かに報道されたことは事実でないとは言わないが、現場の職員の記録の管理に対する努力(届書とモニター用紙との照合、ジコリストの処理など)が些かも顧慮されていないように感じた。

〔質問2〕現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

〔回答2〕私の現役の頃は受給者、被保険者及び事業主等から年金記録についての照会(確認請求)があったときは、本人が在籍したと申し立てた被保険者期間等について、事業所名簿・被保険者名簿を照覧して、申立事項に係る記載がなければ全てその事実がない、と回答していた。この場合、事業所名簿・被保険者名簿が保険者側の年金記録に係る唯一の証拠であり、社会保険庁発の通達、要領もそうした考え方であった。そうしなければ、担当者の恣意で事実が如何様にも変えられることとなり、事故のもととなる。その意味で、先年、総務省の肝入りで発足した第三者委員会は世論に対する窮余の一策かも知れないが、メンバーに当事者の社会保険庁が入っていないことに違和感がある。その後に発足した救済委員会にも入っていないと記憶する。こうした重要な問題に当事者が除外されていることにも強い違和感を持った。

年金記録は、事業所名簿・被保険者名簿がただ一つの証拠であることを貫いて欲しい。年金記録が30、40、50年という超長期間にわたるものであるだけに尚更と思う。人の記憶など当てにならないことを銘すべき。

〔質問3〕あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〔回答3〕私が [] 事業主との合意のもとに「遡り全喪」を行ったため、その問題が表面化して新聞報道され、当時の所長とともにその対策と始末に苦慮したことがある。
その折りは、所長以下、事務所全員で対応し、事実どおりに記録を修正した。
こうしたことが、まさか自身が管理者を務める事務所で起こったことに驚き、自省した記憶がある。職員全員で社会保険の被保険者記録、とりわけ本人の将来の生活原資である年金記録の重要性を職員例会等で職員全員で認識した記憶がある。

〔質問4〕質問3の問題認識を踏まえて、あなたがどの様に対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

〔回答4〕 [] 在任中は、「田中角栄」とか「鈴木善幸」とか名乗る人等多数の抗議の電話を受けた。立場上私が主に受けたが、当時から年金記録に対する関心の高さがあり、ひたすらお詫びし、再発させないと誓ったところである。その後、 [] 部下の徴収課長にそうしたこと（「遡り全喪」）は記録の重要性から絶対に行ってはならないと話したことがある。当時、私も徴収課長の2人で冬の雪の降った早朝、滞納しているタクシー会社に臨場し、売上金銭等を差し押さえて課長に体得させた。「遡り全喪」など絶対に行ってはならず、相手方が滞納すれば順序を踏んだ上で何故差し押さえなのか、その後の所長時代（練馬と武蔵野）にも分任収入官吏・差押執行官吏である徴収課職員を帯同し、実際に差押えを実体験させたことがある。また要領を作って分任官会議等で教習したこともあった。

質問3のように年金記録を蔑ろにする要因は、1に保険料の徴収に関して調定金額を低くすること、2には事業主の届出内容に起因すること。これは事業主による届出が債務を少なくしたいとの思いから、故意か、過失か、その原因が不明であるが、間違って届けられているケースもあった。このことは、銀行の支店間の転勤において間違えているケース（月の末日、初日の異動の際、喪失日を月の末日とし、取得日を月の初日としているケース）があった。これは私が []

[] に在籍していた折りに、たまたまこのケースがある銀行で露頭し、各事務所にこうしたケースがないか、どうか照会したときに判明した。

総務事務がしっかりしていると思われる銀行でさえこうした問題があったことで、他の中小企業が多い政府管掌の事業所でも相当あったのではないかと当時推察したことがある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 認識していたが、いつか

○ 新聞等の報道による

(質問 4)質問 3 の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票③

整理番号 13-091

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号 13-092

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

浪野に20525年余り。それ 毎朝朝方に何枚か二枚は 此方の
若い時で 記憶の度から あり来たり。 毎朝に20525年
こゝに 20525年。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

4. 8. 2. 6. 二の問答について 0. 13. 6. 8. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 83

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

毎朝必ずお参りして、全員の健康を祈願する。

北の七考といふにた。新刊外紀道学考の巻頭に在り。附録に於て

എന്നിവിടെയും

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すへ2の出入荷に對し正確を計るニモ其 容易なるモ不モ知ラズカ

と思います。多くの方々に「緊急事態宣言」を行って、4週間を待つ必要が...

その名の通り、水と油の分離を促進する。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-093

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. (短期間)の記録が抜けている件、あるいは記録が不明
 ① 専業主婦が試用期間として取得届を提出していない、あるいは本人が加入を望まないケースが大部分であったと認識していました。
 ② 本人が意識的に生年月日をいつか届けている、あるいは氏名をいつか届けているケース(戸籍上の名前が気に入らず、通称名を使用等)が大部分と認識していた。
2. 脱退手当金問題
 当時、専業主婦が脱退手当金を請求し、会社の退職金として処理したケースがかなりあり、本人は脱退手当金の請求をした認識がないケースが、相当あったと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の知りかぎり、職員が意識的に記録の改ざん、滅失等を行った事は、全く認識していない。もちろん私も行った事は、ありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-094

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の確認のやり方

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道がきっかけで、年金記録問題は年金記録問題と認識していた。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

常組対策

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 (勤め) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-095

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

期間
被保険者が比較的短い女子被保険者はその大部分の人は脱退手当金と便給と被保険者期間の満了により考えられる。
適用事業所はその大部分が中小事業所であり社会保険の届出が常に正しく行われていたとは考えにくい。
長期間の小さな紙で管理されていた年金記録には、その後コンピュータで管理する事となり、機械化設備室がスタートした。その機械化設備室の下で、団地の主婦やその他の多くのアルバイトを雇用し、入力作業をさせた際、その読み取りが、5年間の入力ミスなどが発生、これが多くの事例として生じていると聞いている。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度が昭和47年(その前身は昭和19年)、まさに戦時中に発足している。この目的が実に戦時中の老後を考へての事であったことが、この事からもあれ、その後制度の面でも作務の進め方の面でも幾多の若手を経て今日に至っている。記録の事柄はこうした経過の中で複合的に生じたものと考えられる。
従ってこれを事務的な手段のみで解決するのは極めて困難であると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が適正に管理されているかどうか、機械化に移行の段階で、その作業を職員ではなく外部委託で果に正確に行なわれるだろうかと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械化準備作業は、年金保険者が直接実行していた。その作業を進める段階で府は労組の強い圧力に屈していたのではないかと。本元で関係は、その影響で、業務リストの処理を職員で行うにあたって困難を招いた。外部委託の仕方とそうであるが、府は労組と敢然と戦って欲しかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-096

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 社保事務所の記録管理がかなり問題化されているが、長い間の作業による事故と理のなかり人的ミスが重なったものであり、早く機械処理に移行したかった。

○ 国民年金は市町村への機関委託事という事で、ややもすると市町村サドにも他人事という部分があった。

○ 市町村 → 地方庁 → 本庁と記録と管理が三層となり、人の手を通る程にミスも発生したと思う。

○ 基礎年金番号については、当時、国民年金番号制度反対のなか、導入が遅れた経緯がある。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ まずは、本人の給付を保障してあげるといった方針のもと、進める他なと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・これ程の件数という認識はなかったが、システムを考えると、ある程度記録相違はあるものと思っていた。
- ・本庁への記録送達において、エラーとなり返戻されたものについて、完全に修正送達を行わなかったものがあるという話を知っていた。
- ・昭和40年代において、年1回市町村記録との突合を行っていたが、その際に一定数の相違が発見され、修正した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・本来は、市町村との記録相違をなくす目的で市町村の記録管理マスタと国のマスタとを共有化した(50年代)。
- ・全国的には、電算化が遅れており、手作業の時代がオンライン化まで続けた。
- ・反対開示もあり、困難な面があったが、もう少し早く機械化すべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-098

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題点と云うか余り詳しくは在取中の年金に詳しい例が有る。

① 女性、年金を10才で廃止し就職していた(採用時の年齢制限が厳しく、女性)。在取中であったが、本人は60才に到達した為年金を請求。事業所が年金を10才で年金請求に年金に付いていないと説明すると、採用時に廃止していた。事業所にも連絡し記録訂正が必要であった。この場合本人と事業所、色々い問題点があると思われ、本人が証明方法を在取中であれば、素直にとも云える。この短期間の雇用を本人もたしかに、若い記録がある。とりこま、寄せも難い場合もあると思う。

在取中、10才の年金を廃止していたのは一例が多数だが、短期年金例は多く有る。

② 夫婦で、事業所の社長兼管理人として20年以上勤務していた人が、退職後、年金請求する様になり、夫婦は偽名で夫婦として在取(本人は二人とも、申請があり偽名で生活)。夫は既に戸籍より失踪宣告され、本妻が失踪

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金を受給中(妻・子供)がある事を判明、事業所の社会保険委員を通い、相手を交え、上記の事実を調査し、戸籍上の整理が必要だと、本妻が直族年金受給中の方、その取消が必要で、……人件費が必要で……指導。

結果、夫は、夫婦共、年金受給に結びつけられ。

年金問題は、色々人々の人生との関わり、普通と生活している人にとり、信じられない事例を在取中は、日々、対面して有る。

……照会(1)と(2)照会(1)は、年金記録には必ずある事を認識し、地味地味にやるしかないと思ふ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な大きな問題と認識したのは、今回の問題発端に到る。
 だが、日々業務をこなしている中で、事業所の雇入の登録や、本人の
 登録の問題により、年金記録の問題が事業所にあり、その影響
 が大きいこと、不正な登録、年金への登録をもっと厳格にしなければならない
 こと、という認識は、退任したとき、事業所に知らされた(年金記録問題
 は、84年10月～85年初?)に発端を色々と問題と知った
 認識でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は、年金40年の記録であり、もっと早い時期に個人の年金記録
 を取り戻す必要があったと思われ。
 総合帳から入力、人間がやる中で何らかの入力ミスが原因では、
 仕方ない事であり、記録を修正するにも、もっと早い時期の退任が必要で
 あったと思われ。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本 庁	○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-099

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
 がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
 いとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があることは承知していたが、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ☒ e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-100

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたにご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分からない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金決定の際に、本人提出の取組欄と照合して解決すべし
と思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理要領に基づいて対応していた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一般職の頃より、記録の訂正の補正から記録に違いがあることを意識していた。しかし、このように大々的な問題は意識がなかった。
いつか、コンピュータの活用により、奨励すべきと考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金支給権者には、年金の請求時に記録の誤りが無いように注意して対応をしていた。
いつか、コンピュータによる奨励補正作業は必要と考えていた。
基礎年金番号交付の際、記録の奨励をしっかりと費用をかけ、徹底してすべきであったと今にして思う。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号 13-102

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在実施している作業と思うが、最終的には個別訪問
等による確認となるのではと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-103

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

略記

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題の認識は、何時でも本人の請求に基づき出来る
ものと思っていました。年金記録が増加に伴って、相談センターや
事務改善により、改善されてきたものだと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本邦では社会保障労働者中心の元徴収策に変更を置き、
被保険者個人に及ぼす不報活動や情報定価活動の
弱かったように思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-105

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたる事例はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在を認識し、昨春は、19年補正を懸念し、
TV、新聞報道による。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題は、現役退任後、数十年を経過しており
対応すべき点について、知識が不十分であります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <u>退職者</u>
所属	本庁 <u>地方庁</u>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-106

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、各社保事務所ごとの床倉記録のみでは、
他所7の転入・退事項があるとき等、年金記録番号の
継続の一貫性に乏しく確認に時間を要する。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時にかかる年金番号等の確認事務を徹底すること、また
年金に対する基本的事項を含める広報を継続して実行していくこと
と考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○ 退職者
所属	本 庁 ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-107

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-108

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

1 記録ミスは社会保険事務所と保険庁業務課職員による記録入力ミスが、多少あったかもしれないが、大半(8割~9割)の責任は、事業所側の事務処理体制にあったと考えている。

このことは、調査官の調査によって訂正させた事例、或いは会計検査院による事業所検査の結果、追徴された保険料額を見れば明らかである。

然も、この調査は人員の関係上、全事業所の、ごく一部にしか行はれていないのである。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2 国民総背番号による重複取得(経験上、記録ミスの大部分を占めると思はれる)の防止と、事業所に対する不断の指導と、調査が必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

3 事務所職員は、定められた事務処理手順に従って、進達すべき事項を業務課に送っていたので、この問題について全く意識したことはなかった。問題があることを知ったのは、国会でとりあげられたときからである。同時に、この問題が、すべて行政側に責任があるような報道のされかたになったことにたいして、過去、現在の現場担当者は、行政は、なぜ反論しないのか多いに不満を持っていると思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

4 事業所側に完全な事務処理を求めることは、殆ど期待できないので、調査官を増やして、徹底的な調査活動をすると共に、正確な届をするよう常に事業所教育を行うしか無いのではないかな。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (監察官) h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-109

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり。

(質問1)について

退職するまで、そのほとんどを国民年金畑で働いてきた。市区町村との連絡調整と交付金事務並びに東京都一般会計及び都区財政調整にかかる事務の期間が相当に長かったので、年金記録問題についての認識は薄かった。特に社会保険については所長会議等に顔を出せるようになるまでほとんど知らなかった。所長会議では、昔にあった神田社保における報酬改竄が新聞等で採り上げられた以降、そうした改竄をやらないよう厳しく徹底しているという噂はあった。実際に、所長会議や徴収課長会議にも顔を出すようになってから、会津若松社保での報酬改竄がニュースになるなどもあって都よりそうした注意があるのを何回か聴いている。

国民年金では、①当時の印紙を介して市区町村に徴収させ台帳に消しこむ。膨大な資格や異動の書類、山崎みの検認票を大量採用した職員による人海戦術でこなしている状況から、必然に一定の割合で事故は起きているとは感じていた。

②所在不明の問題は当時から意識されていた。大都会東京での国民年金加入者の転出入や厚生年金との出入りが非常に多く、当時の貧弱な行政システムではその適正な管理をすることができ得なかったのではないかと。結果、市区町村は大量の不在者を抱えることになってしまった。

当時、厚年情報の提供や住民票への国民年金情報の記載を社会保険庁や庁を通じて自治省と調整するよう要望したが、適うことはなかった。

③頻繁な法律改正に現場がついていけなかった。国民年金創設当時には長期間前納をすることができ、全期間を納付した方がいたが、これを一方的に反故としたこと。前納ですべて納めたと思った期間が、途中で保険料が上がったら勝手に前に詰められてしまった。ここから記録問題は始まった。そして特例納付は絶対にやらないと言いながら3回もやってしまったこと。このときの混乱も〔多額の現金を主に手書き納付書によって収納。そして充当する期間について確認の不徹底(前の未納期間詰める)が勘違いを誘発〕後々、問題として尾を引いた。とにかく法律改正に

については、事前にたいした説明も無く後手後手の対応になってしまい市区町村にも大変な迷惑を掛けた。昭和 60 年大改正のときは、本課でさえ施行日が一ヶ月以上経過してからやっと通知を目にする始末であった。

①と②については、国民年金皆年金を謳い、大規模かつ長期に亘る記録を管理することについて、当時の情報管理の技術の状況では難しかったのではないかと。簡単に言えば事務的に完璧に行うには時期尚早だったのかもしれない。少なくとも見切り発車でなく、しっかりした組織と記録管理システムを描いてからスタートすべきであったのでは。

(質問 2)について

結局、最後は人手ということになるので、市区町村職員を含めた長期に国民年金の事務に携わってきた制度の理解と事務処理を理解したベテラン(幹部は除く、使い物にならない)の経験力により、市区町村保有の年金情報、国民健康保険情報等を活用し整理していったほうが良いかと考える。

(質問 3)について

東京都においては、全国に先行して都の一般会計からの多額の補助を受けながら電算システムを導入した。これにより余力のできた職員(市区町村も含む)は事故のチェックがしっかりとできるようになり、サービスの向上にも力をいれることができた。(ターンアラウンド OCR 方式による処理システムは、都の下水道局と同じく、納付の処理は富士銀行工務部が、資格関係は委託会社により職員同室のもとで質問を受けながら専門のパンチャーが入力した。)

したがって、質問 1 の中で申し上げたように、電算化された以降の納付記録については、そんなに事故は生じていないと考えている。さらに言えば、電算化された以降は、未納期間について紙爆弾や経費の無駄とお叱りを受けながらも、庁の強い指導もあって催告状を年に何回も送り届けている。その他、電話や戸別訪問と悉皆的に行ってきた。通常であれば、納付済みや納付の意思があれば連絡をよこして、口座残金不足や納付の遅れによる行き違い、分割納付等の対応があ

ったと考えるがどうだろうか。

また、全国的に不在者台帳をどうするか問題にはなっていたが、社会保険庁は北海道から整理に着手したというのを聞いたことがあるが、その後どこまでできたのか知らない。東京都までは来なかったものと思われる。(内密のうちに処理したかったのか、噂話でしか耳に入って来なかった。不在者の発生は当時としては防ぎようが無かったと考えるが、あまりに膨大な件数で信用失墜を懸念したか。)

おって社会保険(厚生年金保険)について言えば、年金を請求するときに過去の加入期間はすべて本人で確認できるものと思っていた。しかし実際には、「自身が勤めていた会社名が判らない、思い出すことができない。」が結構ある。共済組合の仕事に多少とも関わった私としては、はじめ信じられなかったが、中小の事業所の皆さんのお話を聴く機会を得て、現実の厳しさと自身の甘さを痛感させられてもいる。

(質問 4)について

国民年金については、質問 1 で申し上げたとおり。

電算化後にあって、地方分権委員会という名称を装いながら国民年金事務を市区町村から引き上げたこと。これが現在の混乱と混乱解消の妨げとなっている。地域住民と密接にある市区町村窓口、出張所、納税貯蓄組合の協力、町内会、そして国民年金被保険者と表裏一体にある国民健康保険制度。なぜこの機能を活かそうとしなかったのか腑に落ちない仕分けである。国民年金保険料の徴収を国税庁にやらせるなんて、手間ばかり掛けて税収は落ちてしまいますよ。同じ対象者である国民健康保険料と一緒に行うのが筋と違いますか。

国民年金は地域型保険制度であります。所長をしているとき、地方分権について以上の理由から反対であることを上申(所長会に提出)したが、その後どこまで行ったのか、あるいはすぐに採り消されたのかはよく分かりません。

追記、

私はこうした仕事に携わって、たぶん特例納付がきっかけで「正直者に損はさせない、させてはならない。」が口癖になっていました。幹部になって、毎月の職員例会や年金説明会等では、必ずこのことを発信していました。それがこんな状況となって言葉もありません。あえて言わせてもらえば、多くの職員そして市区町村の職員は、住民の年金権確保のため頑張っておりました。また、年金問題には多くの誤解があります。また、政治的に利用された部分もあると思います。例えば、大規模年金保養基地などは当初から問題ありと言われて、岩手の田老基地などは週刊誌にも国会でも取り上げられた筈。それを今頃になって、批判するのなら、当時のそうした動きやリゾート法の社会情勢等をしっかり検証して、批判するものはして欲しい。電算処理にしても、当時の電算処理能力や社会的状況と照らし合わせて比較していただきたい。何か、現在の色メガネで結果だけを見ているように感じます。最後に、不正免除で処分され、新組織にも採用されない職員がいるやに聞いておりますが、このことについて一言、そんなに悪いことなんでしょうか。個人情報保護の観点から中々出したがらない情報を脱得で得て、それに基づき免除に該当する人だけを対象に免除の勧奨を行って、それで返事の来ない人に免除にする旨を謳った文書を送って、そして免除にしたもの。もちろん法律には違反となります。しかし、基準には該当している人です。この取り扱い、制度を熟知した、まじめなベテラン職員がほんとうに本人の為を想ってのことであり、一方的に納付率上げるために遣ったと決めつけるのはおかしいと思います。特に中野社保の件はひどいのではないのでしょうか。今からでもよく調べて見て下さい。重い処分は何か思惑があるのではないかと勘繰ります。こうした議論は、国民年金創設当初の市区町村が免除勧奨を扱っていたときからあった話で、市区町村も住民の受給権の確保(生活保護者を減らし、市区町村の負担を減らすメリット)、住民サービス(いわゆるお役所仕事の批判から一歩踏み出す。)を理由にして、一線を越えることは少なからずあったように思う。そしてこうした考えは、現在でも、一部障者には強制的に免除すべきとの強い意見、法律改正の話もあるくらいですから。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-110

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

係控料の納付記録の消滅は、本人の申し立てがあり前後の職歴等から見て妥当性、納付性がある場合は認めざるべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等の報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳からコンピュータへ収め直した記録については、段階的に再チェックを徹底すべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-111

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- (1) なし
(2) 最近

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-112

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

採用される時、被保険者が生年月日も若くして属していたと聞いたことはあるが、実際に取り扱ったケースはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どのような方策をとればよいかわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁業務課において、デュークのうち年金記録の適正な統合処理を行っていると思っていました。新聞報道で知り、ましたがいつ頃からなのかはわかりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主から届出される、氏名、生年月日、性別、住所等については、住民票などの確認をお願いする。その訂正変更等については、なんらかの証明書を添付させる等の行政指導を強くすべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-115

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-116

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

健保組合特には総合健保組合に加入している事業所をなかには厚生年金を加入しないで放置している事業所があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では方策の手法なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-118

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

おんきん特例便、定期便等により国交レボリューションで記録
があるが、金融機関等から社会保険所等への確認がその
ていど長引いている。
定期便、不備等が後等により、本人記録に統一されてい
るものがある。今一度正確に、社会保険所等での再
確認を促す必要がある。
又、対応する体制の問題もあるため、全国自治体
の協力(名簿等)の整備(記録)を得て対応する必要がある。
必要とする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な状況には、私は認識していません。
存在する事も報道等により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上層部、担当者等に対応した。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一般に年金記録問題に関心は薄く、上司も又 出来の悪い職員は年金
合帳の係に配属しようとしていたし、年金合帳係に配属した職員は勤務意
欲を失って遅延に耽溺していた。
したがって正確な記録など生かされずバカも無かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

報償制度を設けてはげませる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-120

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代の初め頃、保険庁から
照会リストがきて、適用課全職員で
回答に苦労したことを覚えております。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の管理を担当したことが
ありませんでしたので、わかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-121

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の処理体制で十分と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

承知していたが、
報知で承知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-123

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金のやり直し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の事故処理については、近年10年間の期間内に年金事務を担当した職員が最も熟知しており、効率的に対応できる職員群であると考える。未経験者では、専ら処理すると思われ、本件は、(彼等が本件は処理をしていく中で、一部の不都合を全て全体を評価して見ていく必要がある)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険を移る長期間連続して来なくて
年金については、了解がありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

お役にたてず、誠に申し訳ありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-124

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な量の情報の中から長期に亘る記録
 の生成は困難な問題であり、その中でも
 膨大な量のデータの中から、多様な
 応用を可能にするための無理はない。
 大規模な広域処理を行う中で、その
 膨大なデータを処理するための多様な
 技術的問題は、文書の処理やデータの
 処理などの処理は、

· 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昨年、東京の972717

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

降金号事福译稿新稿，林从以省意裁工9道
如前思之以前所撰稿述之新番号理上之
有年解例已含出「省番号制」之人等要中感、
以。相告以前市所信札此以之实现也如
近9日，死大反于再稽是、继续组织群
内障宝之实现何不可能也哉云々。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ☒ g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-125

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりにも問題が大きくなりすぎて、これといった策はないのではなか、地道に一つ一つ解決していくしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未納年金記録、納付記録不足等があること、窓口業務等を通じて
実際に経験したことあるが、この都度補正等を行ってほしい
と思っていた。しかし、こまごま件数があるとは想像しなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とこの時点で、事務所全体(1件対応)ではなく、実際にこういう
事例が全国でよくあるのではないかと感じていた。また、
それは、件数の多さ等に気がついたはずである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	東京都福祉局社会保険指導部 保険指導課長

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-126

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 代行業者(現社会保険労務士)が事業主の事情を組み込んで標準報酬額と事実より低くして届出している事例
2. 事業主の事務担当者(被保険者)が退職時に厚年の脱退届を作成して受領した給付金を事業主の退職金に上乗せして支払っている事例
3. 月末退職者及び転勤者の喪失年月日を誤って届出した事例
4. 被保険者が事業所を転々と転居、その都度年金証書の交付を受けながらも、そのいずれに於いても氏名、生年月日が統一されていない事例
等複合的な要因により事実と異なる記録が存在することになっていくことが知られていない。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治的な解決以外にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるとの認識は全くありませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、年金調達の利用されるという制度のスタートであり、被保険者の将来に於ける所得保障としての性格を、記録管理の面及び事務執行面に於いて万全の対策を講じていない、行政が行われた怠慢であったと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-127

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現職当時、通年合計検査後の調査が実施されており、各社会保険事務所に、検査後の指定した雇用事業所に対し、従業員の採用年月日並びに報酬率の誤りが数多く指摘された実績があり、事業主の肩書やアドレスが誤り、対応は断念である。

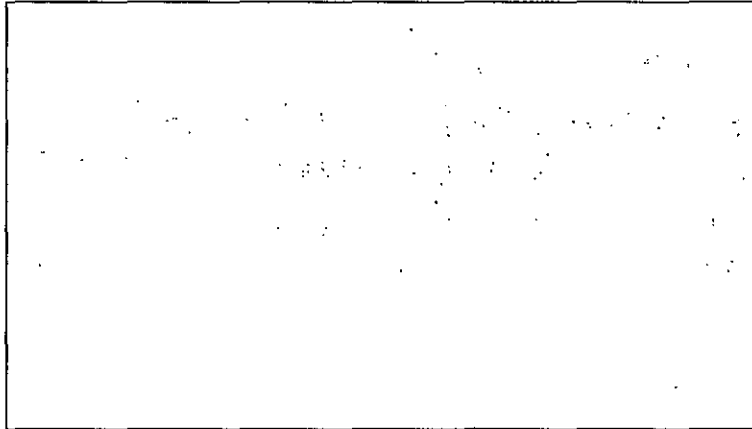
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

当時は、窓口、郵送の両方に対して、事業主の押印がとれているため、肩書などに正しい取得年月日と報酬率を記載し、現実的に受け取ってもらったと認識している。
やはり、事業主の社会保険に対する理解を認識度が低かったのではないかと考えます。

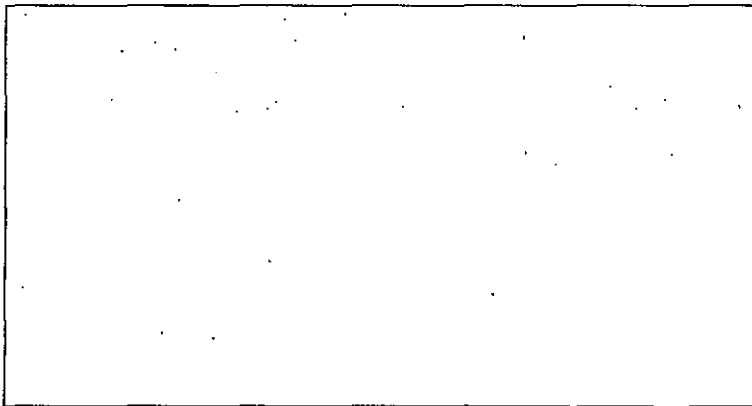
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-128

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

我々も先輩方も年金記録整備の重要性を
感じ取っていたが、当時の大蔵省は予算を付け
ることはなかった。具体的には [REDACTED]
内閣府税制課(社会保障クラブ?)座談会でも
指摘している
震災、火災を避けて、大量の事故処理が発生し、
一部に不正確なものがあったことも理解して
ほしい
国の意識も低く、現状の様に年金が老後生活
に不可欠のものとは考えていなかったことも処理
に不金を懸けられた理由の一つであつた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人口の何倍もあるデータを管理し、一部劣り
組合の行きすかからあつたにせよ、全国データ処理
組織化のペイオフの役割をはたした。これ
税金と集まり利益を生いてない事業主からも
保険料を払わすに並行した更替を認めて
ほしい
新設 多少の問題を新設の責任にのみ押し付け
てきただけでは解決には至らない。
制度を仕組からして止むを得ないとして最後の一人
までと違わず、何らかの割り切り、虚偽の申告の
相対的なペナルティを規定し、解決をはかり、過去を
精算し、今後の誤りが生いようには組を更替された。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和33年採用され夫々が年金事務所で
あれが記録管理の不備と認識していた
年金の重要性は、これまでの位置を占めるとは
思わなかった
事業主のなかには脱退手当金を退職金と
偽り退職金に支払うのは承知していたが、それ
とはしなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、職員に種別化を強制するには相当の
歩みはやむを得ないと思うから、仕方がない
組合員に対しては、離れずかではと反省していた
地方事務官制度が廃止されたのも、管理の
徹底できる事務官制度に際かできた
と思っていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-129

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

なお、年金に加入されていた方から、個々に申し出ていただくしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の受給資格・年金額の基礎となる大事な記録であると認識していました。

また、年金記録に不備があったことは、退官後マスコミ報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理にあたっては、慎重かつ正確に行っていました。

また、人口増・高齢化社会を予測していたにもかかわらず、多種多様な公的記録を効率かつ適確に管理できる国民一人一番号の導入について、国が省壁を超え早期に対応しなかったことが年金記録問題につながった要因の一つと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-130

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人を採用して根気よく調査していく以外
方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は年金記録の問題が起ころうとは
そうそうしていませんでした。
最近のマスコミ報道で知りました。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-132

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成9年1月に導入された基礎年金番号の転換を地方自治体、事業主等と連携を図り、徹底的に行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・機械化に伴う旧台帳からの切り換えミス等が考えられましたが、適用時に生年月日を誤り加入していた者もあり、同一人の判定が難しくなり、架空の記録としくずしく残ったように、年金の裁定請求時には適正に父理エのこの問題をあきと察知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号制度の導入時に徹底して事故対策を講じたことは、記録は整備されたように思う。
・これを基に、国民総番号制度を導入すべきと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-133

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在執行中の作業と継続すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和38年当時、社会保険事務所で、老齢年金の裁量業務を担当していた。
被保険者期間の記録照会(手作業)に日時を要した(約3ヶ月から長
くて5ヶ月間ぐらい)という点と、大規模な年金記録不備がある
とは想像もなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

1. 当初は被保険者資格取得に氏名にフリガナをとり、脱退年金支給給
者には被保険者名簿に(国)の表示だけで、リファイルを作成すべきだった。
2. コンピュータ処理は必要ではなく、専門知識のある職員を担当させ、
常時将来にわたる諸問題と検討対策を講じておくべきだった。
3. 業に地方の現場担当者からの業務改善等の意見集約に努め、本庁
での企画・立案に反映させるべきだった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-134

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録事については、事務所内の適同課で行っており、他の課(庶務課、給付課、徴収課)には関係していません。従って被保険者の資格の記録等は、適同課の記録台帳が主で、事務所では、給付や徴収等のやり取りが中心です。その後、資格の異動や、保険料の滞りなど、資格関係の不正が生じ、発見されたことは、既に新聞等で報道されている通りです。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

回答票③
のとおりに

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各課には、課長、係長、主任等のポストがあり、他課の事務については、当該課の責任をもって事務を執行しているとの考え、余計な口出しは、しませんでした。
その後、所長としての立場は、1年間でしたが、所内の事務は直ぐに、1年が過ぎてしまふこと。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-135

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶なし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らず

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 (退職者)
所属	本庁 (地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-136

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本人が証拠を示して記録の回復と主張することは非常に困難と思われます。
基幹とある程度ゆるめて対応する必要があり
と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 記録問題があるという認識はありませんでした。
- ・ 数年前からの報道等により問題の存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 毎年ではないにしても、定期的に被保険者等に年金記録を通知し、記録の確認を行っていただくべきだ
(年報)らと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-138

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

現在の事務処理が不明のため、よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 当時は、保険が赤字のため、収納率から問題とされており、そのため年金問題については、ありませんでした。
- ② 今回の問題は新聞等で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 対応しませんでした。
- ② よくわかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-101

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付は正しい期間を必要とするものであり、そのデータも正確に記録することから、社会保障職員として最も重要な業務であると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度が国民の生活に必要とされる制度として確立されるため更に努力を続けるべきと考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 (退職者)
所属	本庁 (地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-139

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミで報道されている事項以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在色々なことが行われているようですが、最前の方針とは行われていると考えるべきで、それと良いと見えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題はマスコミの報道を知りました(平成19年頃)。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金業務の機械化(オンライン化等)をもう少し早くすべきだったかと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-140

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に処理されていると考えたが、不明記録が生じていても本人の申立があればわからないので、ほな、かと思っています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金の請求、時や相談等によって記録に不明点かわかれば、調査等を行い、年金を正しく支給できると考えていました。
- 本人に記録を定期的に知ってもらう対策がとられればよいのではなから、かと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-141

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職者等により、適正な処理体制にて対応されていると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録とは将来の年金給付に係る資格期間・報酬月額等年金給付決定上の重要な基礎資料であるとの認識であった。また記録の不備等の判明については最近マスコミ等の報道により承知しているところである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去において記録整備等正確に処理していたと認識していたが、結果的に整備が不徹底であったものである。現時点でもより一層と迅速切な事務処理がなされていると厚料する。
ただ年金に対する制度上の法的手続き等詳細についてさらに広範を徹底すべきであると考え。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ☒ h. その他(事務局) 上席の事務官(保険年金課) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-142

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の請求を待つ以外の方法はないと考える。
(年金法が請求主義とされているため)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が定められてから、手帳の番号については、複数
の番号を保持する被保険者が存在していた。年金請求時に、
基礎年金番号と適合していると考えられていた。
この件を知ったのは、平成9年の基礎年金番号創設時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に適合していない手帳の記名が判明した場合は、
適合の対応と手帳に貼付した。(社会保険手帳に貼付していない)
手帳の被保険者として、手帳番号を基礎年金番号に適合の対応と
行っていた。手帳の回収が、地方自治体の作業に不可能
であった。
全国的に被保険者全員が手帳の回収が不可能であった。
手帳と手帳の回収。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○ 退職者
所属	本 庁 ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-143

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべきことは、ありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳(被保険者台帳・被保険者名簿)との照合と
徹底期に行い、被保険者及び被保険者であった者にも
確認して頂く、現在行っている方策が最善と思慮し
ます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和26年 社会保険出張所に来職し、最初の業務が
給付課年金係で、脱退手当金の決定及び年金の
決定でした。

従って、当時より年金記録問題(資格、報酬の
記録)の重要性についての認識は強く持っていま
した。

年金、脱退手当金の決定にあたっては、他の社会保険出張所
管内に勤務していた方については、記録入帳会を行っていた
関係で同等の遅れは発生^ずもあり、問題があることを承知しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録については、更にチェックを徹底すべきで
あったと反省しています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-144

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

時になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・ 現在、行なわれている対応を粛々と進めること

・ あるいはマニパワーと班長の専断性を止らすこと

の確保 職員

・ 具体的対策を講ずることから、事務局の参考となる状況を改善することがよりよい方策である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- (1) 未納合記録、500万件について
 (2) 旧台帳記録、計1466万件について
 (3) 台帳や被保険者番号が正確に入力されていないオンライン上の記録、
 が存在すること。
- 「事務処理方針決定の
社会保障庁本部の所断ミス
 “ ” がバグのなす。
- (4) 保険料の未納問題 ... 国民年金の当時の納付方法に何らかの不備が、あったのではないかと。
- (5) 遡及訂正について ... (1)~(3)と同じ
- 上記のことを知る時期 ... 国会やマスコミ等で取り上げられるようになった時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- [対応]
 国会やマスコミ等で取り上げられて以降、本部・事務局の指示に基づき、淡々と対応した。
- [反省点]
 ・ 社会保障庁本部のバグの無さ。各事務局からの意見を聞けなかった。組織上の硬直性。権威主義。実務を知らない上での決定のメカニズム。
 ・ 当時には何らかの考え方があって、事務処理方針を決定したのであるから、それをしっかり守り、正確に説明すべきであったこと。その説明がつかないのが、その後の決定に誤りがあったと考える。であるならば、歴代の長官も含めた幹部の者の(処分を受けていない人たちの)処分を再検討すべきであり、それが不可能であるならば、氏名を公表すべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本 庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-145

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えですか。

現在の方法を地道に続けて行くしかないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別認識していませんでした。
5千万件という言葉聞いた以降です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金被保険者証記号番号付生涯に1つしか与えられないという事をしっかり広報しておくべきだと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-146

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近。マスコミ報道。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- コンピュータ上の記録と紙の台帳記録の照合を、国の財政は逼迫しているが、金と人をばっけて、末路、簿記記録の解消を早急に行い、国民の信頼回復を図り、年金制度の安定的な運営を行う。
- 現在行われている方法(不適合保険事務庁での相談体制の強化、先づ省長会等)で、一つ一つ潰していく方法しかないのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-147

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

おじいさん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の事象に対して、事実等を確認し対処するのはいい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録の大量不実合問題とは2年程前からマスコミ等により知られた。
○本人の申し立てにより、事実関係を調査し対応するよう指導したが、いずれ大量年金請求者が請求してきた場合社会保険手帳対応できるか憂慮した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○本人の申し立てにより、事実関係を調査確認し対応できるを得ない。
○基礎年金制度前払、国民年金番号(社会保険番号)を創設すべきであったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-148

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1959年に総務省行政監理局が年金記録の不備について指摘し、行政管理局と厚生省との合意文書「年金記録全部を調査することは非常に困難である」という「年金請求時における未加入期間については本人に充分に説明を施し、必要に応じて記録の訂正を行う」ということで、記録の訂正が行われてきた。このため、記録の訂正は行われてきた。年金記録の不備は、記録の訂正が行われてきた。年金記録の不備は、記録の訂正が行われてきた。年金記録の不備は、記録の訂正が行われてきた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

研究員によれば、年金記録管理に関しては、日常的業務の不手際によるものではなく、制度創設時における制度設計上の問題によるものである。年金記録管理は、予備金として、後払いにされてきた。また、国民年金の保険料は、今日までの間に、年金記録を全社で一括して訂正された。年金記録の不備は、記録の訂正が行われてきた。年金記録の不備は、記録の訂正が行われてきた。年金記録の不備は、記録の訂正が行われてきた。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1964年9月 行政部局、厚生省の合意文書
年金請求時1964年2月 充分事情聴取し記録の64
加いようにせよとの要請

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現下の経済状況における非正規社員が増大する
派遣労働者の増加に伴って雇用と非雇用期間が
1ヵ月単位で1ヵ月以上2ヵ月未満と短くなる。雇用者の
社会保険料負担が重くなる。年金記録
対策は根本的に改善を要する。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-149

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

個人の都合で生じた日、及び等価交換に
して関係もあつたことと一致させるの
は不可能と思うので、基準を設けて整理す
べきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問2のとおり。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問2のとおり。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-150

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して30余年、各階層の事項は適確に被保険者名簿に記載していると思います。この名簿との照合を考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金に繋がる重要な問題として適確に処理すべきと認識していた。また、問題の存在を知ったのは、新聞テレビ等の報道で初めに頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の適確な処理を指示し、適切に処理をしていくと思います。
現時点でみた場合の反省点は特に見当りません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-152

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-153

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

統合された年金番号から、同時期
の者を特定していく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の保存・管理意識の低さと、物事を
~~変~~ える場合、現場を無視して決定
 している本庁の意識
 ... 法律で一人一番号という規定があるが、
 人は変化する際、その番号を新しい取柄に提
 示するという前、記録管理していたから
 記録に不備がある事は知っていたが、この問題は
 知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の不備を認識し整備するのは本庁の
 仕事、現場で直せる物は直している。

法律の規定をすべて知って行動している人
 は、いない。現場で法律がどう機能している
 か現場をみてそれをどう法律に近づける
 が考えられている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-154

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

何も知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁で実施している種々の方策が最も良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題があるとは知っては、新聞に掲載され始めてからですが、在籍当時こういう問題があるとは思っていませんでした。

また、当時、年金受給者あるいは申請者から年金額等の苦情を耳にすることもありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取組は、それぞれが部署で与えられた仕事に専念していたわけですが、結果としてこういう年金記録問題が発生したということは、社会保険取組全般に責任があるというものはないと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <u>i. 事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-155

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

。特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

。年金受給者のみを全員、確実に調査すればよい。

。今後の年金受給者については相談業務、裁定業務で正確に、又、救済措置も含めて対応すればよい。

。5000万件という記録に付いては、正確なデータと時間、労力、金がかかりすぎる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特別な認識はありませんでした。
・存在を知ったのは退職後。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・20年代、30年代の若くして年金分任官が1人で
滞納処分(滞り等)を行うことが多かった点。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 (退職者)
所属	本庁 (地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-156

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 資格関係記録の不整合については誤り等リストを確認し、修正することによって補正していた

○ 制度が未成熟であった時期には事業主・被保険者等の判断に関する認識・関心が稀薄であったうえ事務方に於いても事務処理の精度に欠けた面があった

○ 被保険者等は事業主が預り退職時に済すなど被保険者本人の目に触れることなく相当の期間が経過する事例が少なかった。とくに女子については退職手当金も退職金として(或はその一部として)支払われたケースもあった。かような手当金は本人の請求に基づき支給されるものであったとしてもそうではなかったようである

○ 同一企業内の支店・営業所、工場等の異動がその都度資格の付帯を伴っていたため被保険者期間に空白が生じた例がある

○ 制度に関する未熟で任意で停止し、一時停止した例がある。また、年金記録の発生原因を調査し、その結果に基づき長期的な対応策の検討について慎重に事業関係を確認していたと要約する

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の消滅は当時の記録台帳の保管状況から完全に補正することは不可能と思われるので、年金特別便等の回答者対象に異議申し立て者については最終的に被保険者保険の保険料負担は本人が割(5割未満)者である(2割)であるとの割合相当額を支給する、ただし事業主の瑕疵が判明した場合は取消すこととする

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

医療保険及び健康保険については長期保険料が格上一年の滞納も許されない認識で保険料の確保に当たっていた。ともすれば年金保険料軽視の感覚がなすかたは云えない。したがって保険料確保にあたっては健康保険先であったことは事実である。
一方厚生年金保険料は長期保険料のため確保に切羽詰まるという感覚は薄く、むしろ男わね。したがって年金給付も遠い先のことという認識が専業主、被保険者等にもあったと思う。
問題意識をもったのは徴収関係を担当していた昭和45年頃と認識する。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料滞納の確保と保険料率の向上とは異なるものがあるが特にバブル期前後は保険料率の向上で筆一義的にやり「数字遊び」の感を持つた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-158

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録整備及び年金給付に関しての職員の業務知識をどうに採り、年金記録整備に対する年金給付オンラインシステムの改善を図るなど体制整備が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインデータに未収録となっている記録があることは、オンラインシステム導入時に認識していたと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求書の職歴質には、お客様にはご面倒でも記録確認のため詳細に記入いただくようお願いしていた。

また、記録照会の回答に当たっては、オンラインデータ未収録の場合、データ整備を同時に行うよう指示していた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-159

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存でしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 ☒ g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-160

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

質問1

- 1 事故リストの補正事務は一時期経験したが、年金裁定請求時の、本人申し立てによる職歴の追跡調査から生じた資格記録の追加補正事務(年金相談室)の経験が無いことから所定できないが、受給者マスターへ反映した当該追加記録が、資格記録マスター(関連する事故リストを含む)へ反映しなかったことが宙に浮いた「5000万件」発生の原因と考える。
- 2 事故リストの補正時、例えば5年前に退社した本人を追跡調査することは不可能であることから、将来の年金裁定請求時に記録補正する方策は割り切り方として評価できる。しかし、年金裁定請求時に待ち構えていて、折角事故原因が判明したにも拘わらず、受給者マスターを補正したのみで、資格記録マスター(事故リスト)にも反映するシステムが確立されていなかったため、絶好のチャンスを逃した。
- 3 即時処理の始まった昭和54年以降は、資格記録事故が発生していないと考える。従って、即時処理開始から30年経過した現在、「5000万件」の大部分の者は、年金受給者であり、前述の処理により、年金給付記録に反映されて解決済みである。しかし残念ながら資格記録の補正システムが確立されていなかったことから、「5000万件」は何んら解決せず依然として一人歩きしている現状にある。
- 4 なお、資格照会事務の経験から、高度成長期に就職と退社を繰り返し、その都度年金手帳の交付を受けていたにも拘わらず、社会保険事務所の窓口で、職歴を的確に漏れなく書けない記憶力の衰えた高齢者の中には、自己の年金給付記録に反映されなかった者もいるが、これは救済方法が無い、本人が悪い。
現在の情報処理レベルから見れば、過去の年金記録管理について何とでも批判できるが、即時処理ができなかった当時の記録管理方法について(戦争を繰り返してきた我が国では、やっと年金が定着したのは昭和40年代以降であり、被保険者の制度に対する認識と理解も含めて)一概に批判するのはいかなものか。
事故リストを処理する過程で、故意に生年月日偽ったり、中には生年月日のほか、親につけられた名前が気に食わないとして名前まで変える生命保険のおばさんもいた。また、自己リストを補正する過程で全く別人をデッチあげている事例(都市区記号の該当事務所に回付されてきたとき発見)もあった。

質問2

「5000 万件」の大部分は、年金受給者マスターでは解消済みであることから、この年金受給者マスター（但し、同マスターには、どのデータまでエントリーされているか私は解っていません）を活用して次の方法が考えられる。

- 1 事故リストの郡市区記号、整理番号と年金受給者マスターの郡市区記号、整理番号とを突合して、事故リストの生年月日又は年金記番を補正する。
- 2 事故リストの生年月日と年金受給者マスターの生年月日とを突合して事故リストの年金記番を補正する。
- 3 当時、事故リスト上には、事故と思われるデータのほか、同時に正しい資格記録も資格記録マスターからハジキ出してリストアップされていた（コンピュータはいずれの記録が正しいか判別できないこと及び正しい記録は事故リスト補正時の参考資料に活用できるため）が、この正しい資格記録も未だに「5000 万件」に参入しているのか？。
- 4 前述の通り、「5000 万件」は既に大部分が年金給付に反映されているにも拘わらず、長妻大臣は大騒ぎしたことにより、国民を多大な不安と年金不信に陥れ、一方、過大で無駄な労力と費用を要することとなった。同大臣の責任は極めて重い。しかし、こうなったからには、何としても「5000 万件」を解消しなければ国民は納得しない。

質問3

私の経験から知り得た事項を時系列に記すと次の通りです。

- 1 [redacted] 特別に選任された 20 人程度の職員（私より 6～8 歳先輩）のうち、分散して 5～6 人の調査官が巡回で被保険者名簿の閲覧に何度か来ていた。来訪の目的について間接的に尋ねたところ、年金業務課で年金記録を統合したところ（東芝のさん孔タイプライターの導入前後か、板橋社会保険事務所等が先発グループで導入）、全国的に多量の不突合記録が発生したので、その調査に来たと言っていた。
- 2 [redacted] 赴任したとき、所長から「労働組合が年金記録の事故補正業務は、臨時業務であると主張して、職員（適用課職員）でやることに反対しているので、新任調査官がやってくれ」と言われた。止むを得ず適用課職員の前に格納している被保険者名簿を閲覧していると、適用課職員から「何をしているのですか」としばしば尋ねられた。（昭和 48 年 9 月以降は選任調査官による巡回調査を止めていたと思われる）
- 3 昭和 51 年頃から新規採用の男子職員 5～6 人を専任の巡回班に任命して、事前に設定した日程表に基づき、各社会保険事務所を巡回して調査する方法に切り替えた。なお、各事務所の新任調査官は巡回職員の応対及び一緒にやって事故補正調査をした。
- 4 [redacted] 赴任したとき、未だ巡回業務を続けていたが、いつ廃止になったか定かでない。ただ、在任中の昭和 53 年頃、「このリストの補正は本来、適用課職員の当然の業務だ」として、全課員 30 人に分担して最後の整理をした記憶があるので、この頃まで続いていたと思われる。

質問4

私はどのように対応させられたかについては質問3の記述の通りです。次にどのように対応したか及び現時点で振り返っての反省点については、退職後17年経過した過去の人間でありますので、コメントすることを差し控えてきましたが、たつての設問と勝手に解釈して、極めて限定した記述をいたします。

1 年金資格記録の不適合における補正業務に関しては、その重要性和緊急性について一度たりとも職制を通じて、例えば所長から全職員へ、又は適用課長を通じて適用課職員へ指示（伝達）されたことがない。従って当時、適用課に在職していた職員で、年金事故リストを見ないことない職員又は専任職員が事故リストを補正しているのを見たことがあるが触ったことが無い職員が殆んどである。

2 このような骨抜きのだらしない組織になり下がった原因は、労働組合（労働組合が自己の立場を維持するため活動したのであることから何ら批判しません。しかし、職制に対しては忸怩たる齒がゆさを未だに捨てきれません。限解のないよう）に迎合した職制に全責任がある。今回の年金問題について、一般職員を批判するのは的外れも甚だしい。

また、そのほかの業務全般に関しても、労働組合から「これは臨時業務であるので職員にやらすことは罷りならぬ。いわんや職員に実情を知らせることも罷りならぬ」と指示を受けた職制は、忠実に従ったことから、何にも実情を知らされなかった将来ある有望な職員にとっては気の毒でならない。社会保険庁が解体された全責任は、しかるべき立場と責任及び権限を負託されながら放棄した職制にあることを銘記するべきである。

3 社会保険庁の歴代の地方課長を初め、しかるべき幹部に対し、また地方の保険部（課）「現社会保険事務局」のしかるべき幹部に対し、労働組合は「あなた達タタキアゲをキャリアから擁護しているのは我々労働組合だ」と高飛車に威張られ、ただただ腫れものに触る如くべこべこしていた上司を見るにつけ（しかし中には、こうすることが出世の近道と早合点した部下もいただろう。むしろ、このような応対こそ幹部の態度とて伝統的に引継がれてきた傾向が否めない）、愕然としたものである。

4 初めて社会保険事務所長の拝命を受けた任地先で、労務管理を正そうと試みる都度、労働組合分会との対立が生じ、分会もその都度、社会保険支部に直訴、折り返し社会保険部の取立て調査官から、「この件は労働組合と既に話し合いがついているので止めてもらいたい」。分会から「それ見ろ、分会の主張が正しいのだ」の事例が何度かあった。

また、これらと前後して開催された所長以上の出席する懇親会の席上で、社会保険管理部の最高幹部のお酌をうけると「〇〇さん、うまくやってよ」と言われ、私は「私だって、うまいやり方もしていますけど、それで良いのでしょうか」と言ったところ何も言わずに立ち去った。

5 何度も繰り返しますが、此のたびの社会保険庁問題の原因は、負託された責任、権限及び縛りを放棄した特定の職制にあります。設問の反省点に言及すれば、私は、労働組合と結託した職制から排除されないようぎりぎりのところまで努力（ある時点からいつ

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) ☒ (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-161

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新に、果敢的解決策について見方をうつす
せん。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は今のようには年金記録が大きな
問題になっていなかった。
マスコミ報道が始まって知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号 13-162

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問 4 に書きましたが、何年か先び二の問題は
 終りにおきます。方策ですがプロセスから見て結果
 は良いと思います。年金再建時に、国民は過去に比べ
 しか ないと思います。民主党は平成 25 年 といっていますが
 一つの説びどきでは。短期間の信託回復は無明です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

誰のものか解らない加入歴の多数ありは想像も
していまなかった。

「適用事業所の 逆及全表について、不利益を
受ける人が なければいいな」と漠然と思った
ことがあります。社会保険料負担の 得を口にい
ては。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

歴のトリアップ 何年までに 完全に 解明するべき
考えは 主眼ですが 個人へとせや事業所の
消滅を考えると 無理と感じます。一定の期間
(年数)を置いて、これで 終りを 宣言すべき
です。無論 多少の 犠牲は やむを得ません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-163

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

第11回へとお入り

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問1

人為的なミスは可能性として当然あったと思いますが、その他ミスが生じた事業も考えられる。

1、年金記録の切り替え時(複雑な記載なので判読困難・アルバイト活用)

紙台帳からテープへの切り替え時

テープからコンピューターへの切り替え時

区市町村のコンピューターから国への移管時点

2、適正な納付記録管理ができない

越境入学はどの住民票の移転

選挙による架空住民票の移転

犯罪者の納付記録

行方不明者の納付記録

3・物理的に不可能

戦争による台帳の喪失

生年月日の詐称入社者

同姓同盟者

4 60歳・退職後の適正な住所管理がなされていなかったため適正な納付記録ができなかった。

5、加入者本人が年金加入していた意識がない者

親が本人の知らないうちに年金加入していた・本人の制度自覚ができない者

質問2

現時点では方法はないと思う。旧台帳が区市町村にあれば少しは可能性がある
本人の年金請求時に補正されると信じていたが、履歴を聞き出者の養成が必要

質問3

これだけの納付記録が未処理だとは知らなかった、驚いている。
数字が独り歩きしている感がある。同一人の未処理も多いと思うが。

少しはあるとは思っていましたが、国会の質問時点で分かった。

世界の勝れる制度であり多くの方が安心していただける記録管理がなされていると思って
いたし自負もあった。次官の逮捕・納付記録の未承諾者の確認問題等、以来自信もなくな
どこに勤めていたかも他言できなくなっている。

こんな亭人に後ろ指さされるような仕事をしていたのかと情けない。

反省としては少し検認率の向上に走りすぎたような感じがする。

細部にわたる仕事には人員が足りなかった。

質問 4

一番の問題は住民と直結した区市町村が対応することが理想的だったと思うし、国への
の身分移管時に、かつて対応していた区市町村の人員分の補充もなく人為的には適正な納
付管理ができなかったのではないと思う。

区市町村の電算化のスピードに旧処理の国の対応の遅れがあった。

昭和36年からの年金制度のスピードが速く国の対応が後手後手になっていたような感じが
する。

最終的には身分移管はやるべきではなかったと思うし、検認率が中心だったと反省している。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-164

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

有りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠実に対応すること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代以前にこのような問題が想定
されていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時問題認識しておらずしてました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-168

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

雇用事業所における 取得済 未定出の存在、年金基礎届の未定出(当時は保険費算定として処理)があると思われる。社会保険調査簿が全事業所を調査するところから来た。
会計検査院、検査の事業所抽出において事故率の低い事業所を選んでいたり、今になれば被保険者資格の適正な調査が行われていたのでは思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 社会保険調査簿の増寛により事業所の見逃し調査を防止させる
2. 未定出事業所については罰則として定出しないままでは済まず罰則の適用を完全に行うこと(今ある罰則適用の事例は少ないと聞いて)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、正確に年金を払えば大丈夫と認識してあり
ました。

年金記録の通達しても完全に処理されないことが不明だった。

年金記録事業リストの処理を行って、事業リストの残りに20%
したし、将来は年金記録について問題が少なくなることを
思っていました。

④ 厚生年金記録と厚生年金基金記録について、現在事業所に128条を
届けているが、代行部で基金の記録が作れないことが多く出てきて
います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点
として挙げられるとお考えですか。

1. 事業リスト原因の解消と完全な処理に努力しました。

2. 納付帳の完全な電算化をばり、細かい記録は本人に
するものとして統合を行うべきだと思います。

④ 厚生年金基金の加入記録を厚生年金本体の合算に必要があり、128条
ですべてOKにするには、毎年1回は厚生年金本体記録を基金に
提供すべきだと思います。

記録の相違があると思い、照会すると本人の同意、事業主の同意が
求められますが、代行事務の観点から基金に直接照会できる方に
して欲しい。基金にと事業主との関係性を認めて欲しい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-169

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-170

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員の皆さんは努力していらっしゃいます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

賃金の主眼の理解が不十分で、
被保険者の下取り記録と認識しませんでした。
カーの取扱いはたまたま疑問のあった。
しかし、社会保険庁と労働組合(自治会関係者とも)
との取り決めであり、労働組合の業務遂行(は)問題に
ならないう改善を尽くしたつもりです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 (退職者)
所属	本庁 (地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-171

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1) 年金番号は、最初もらった番号が一生の番号である。
 在職中 / 入会 12 年 最も年金に付いている被保険者がいた。

2) 本県は、報酬比例制である。
 下限は、一気にこないから、上限額については、大変
 一気にこえる者が多い。むしろ、年金は、年金が少い。

3) 氏名、生年月日を正しく届けると、
 会社から社会保険事務所へ届けると、戸籍
 と住民票に記載にあると、ありの氏名、生年月日を届
 けると、(通称、生年月日相違多数) 女性に多い。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これは、大変な数値の問題で、大変な
 まじな。

1) 収入と支出とをしっかりと見合わせる。収入と支出とを
 しっかりと見合わせる。収入と支出とを
 しっかりと見合わせる。収入と支出とを

2) 文書委任会活用
 会社にいたころは、若いうちは、収入と支出とを
 しっかりと見合わせる。収入と支出とを
 しっかりと見合わせる。収入と支出とを

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(してゐる)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

以上のようにならなければならぬ。機械的・要員の乏しさに限らず、何んの協力も出来なく大言い苦しく陥つています。

このように所定外の大きな仕事について、幹部取組員を揃いてよく説明し、協力体制をととのけ、必然に「あきらめ」を考へていきます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-172

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の手帳にたがえる記録と認識して、
退職した後、知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確にまちがいのないよう、教組んで
いました。

基礎年金番号の導入を早める必要が
あると思う

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-173

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(徴収関係について)
私自身、徴収職員の仕事が、在職期間に比べて短く、また、報道されているような形で収束させたこともないし記憶していないです。
異動し、初対面の方も多く、又、他課の仕事の進捗を散見することはなかったと思っています。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

若い所分に毎年記録があり、その記録を重複取り除くことにより合算すると、年金額が減じることがあり、本人に説明し、説明のうえ、あえて合算しないことに了承を得て先送りの申請が多々ありました。その記録も「宙に浮いた」ともいわれていると思います。そうして処理の決裁原簿は2年しか保存されません。WMでパソコンの「コメント」や「バグ」で保存されているものは宙に浮いた記録を減少させることができていたならば、滞納整理について2人1組、国庫徴収法に準じた業務であるなら税務署と同等の権限徴収権が発揮できるという努めていたと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・5,000万円という数字の認識は報道以降であり、
・弊ったところ以外にありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・法人未満法人事務所適用拡大もそうではないかと思ったり、
・査察とは思われない所も、事務の執行体制の弱さと思わたり
・所など発教との因果関係はあったのではないだろうか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-174

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全般的解決は困難
 ○本人申請の認定基準の緩和により、大部
 分の解決可能
 ○記録整合に多大な費用をかける事は
 3Pで

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者
所属	本庁 ☐ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-175

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問にはあつてはならない問題であり量的には想像もつかない程大量である。また時間も経過している中で業務を自治体等の連携も出来ればよいが、最終的には行政側との連携にあるのではないかと

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍地の最大課題は、政管健保の赤字対策であった。
これから年金記録問題への意識は高まってくる。
記録問題の存在はマスコミ放送により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

及否、記録問題は度量とくに将来の意識を高める。
もっと勉強すべきであった。年金問題の存在は示してもらった。
かつ。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-177

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では
会社から届くのは(本人)申出(含む)公簿等の照合、確認
が主でいまい。
各、生年月日など本人申出と照合で確認される。
今後1人1番号での対応がバグとある。
年金加入記録の周知は重要とある。
ただし数年おきで良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は長期同額記録とあると年金支給と誤りのひ、
毎日の業務の重要性と認識し、正確に事務処理を
求められていた。

新聞報道により2年前に知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確・迅速・親切をモットーに日々の業務に努めて、
届書の内容を総て本人(or会社)の用立てによるものとする。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-178

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特赦、思い当たりません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

根拠よく、人事戦術で調査していく以外、
ないのではないかと思料いたします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍當時には、このような問題が起きようとは、想像ができておりませんでした。
知りましたのは、最近のマスコミ報道等によるものでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何十年という長期間にわたり、しかも膨大な件数に及ぶ個々の年金記録を正確に維持管理し続けていくことの困難さを感じ知らされました。
戦前・戦中から今日に至るまでの時代の中で、紙の帳簿から機械管理への移行でも簡単な作業ではなかったものと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長→併管前の国民年金 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 専管の現業課長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-179

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。
私は、厚生年金・船員保険を担当したことがなく、
国民年金専任でした。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

専門的知識を持っている者を中心に、人海戦術で
処理していくことしか思いつきません。この場合、
死亡による支給減額を防ぐため、年金の高い方々の
分を処理できればよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後生活の基礎となるものであり、大変重要な職務を担っていると誇りに思っていました。

国民年金関係につきましては、記録上のミス防止に最大の注意を払うよう指導してきました。

オンライン化される以前に退職しましたので、コンピュータ上の問題については分かりません。また、東京都ではオンライン化以前に都区一体の電算化を行っており、電算関係の実務を担当したことはありませんが、このためミスは非常に少なかったと理解しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の知ったのはいつ頃かとの問いには、国会で取り上げられて始めて知りました。

国民年金のミス防止については、職員の年金制度の重要性と教員記録の正確性点検の徹底を指導してきたつもりです。

全般的な問題点については、制度的な欠陥は特にない、職員の制度の重要性に対する責任感、認識が足りなかったと思います。なお、社会保険庁の対組合対策の動きが、現場の志気に非常に影響を与えていたことも事実です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

答案③

整理番号 13-180

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[illegible]

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

採録料を付し、……云々、と各年分と説明するが、同文が
全分帳簿に記され、この当時、社務事務科から総務課長に
「常規通知」……云々、の通知を以て事に対し同文の本（1年課取）
がクレームがあり、本年に記述している。その記録が現存し
なければ、英体の現存記録がなければ、
同文（1年課取）は説明に付いて ~~不明~~ ^{経緯} があるが、
「常規通知」の発着記録が存無いかは不明。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あなたに
年金記録問題
はかまひと
感じました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-182

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存でしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号への未統合記録については、テレビを通じて本人又は家族へ呼びかけることが有効だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号導入時の混乱と認識していた。
事業所へ送付し本人確認を行ってほしいと思います。
宙に浮いた年金報告がされた頃と思います。
大変重要な問題と認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員として最大限の努力をしようと考えた。
年金請求時での記録の確認というこの問題の大きな
一つの原因と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-183

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問1)の回答

年金問題については、「消えた年金」などと視聴率だけしか考えない日本のマスコミがセンセーショナルに報道しているな、と感じていました。

国民年金との併替以前の私の記憶では、厚生年金保険の加入期間が3年とか4年くらいの短期間の女性の大多数は「脱退手当金」を請求して、一時金として現金給付を受けていたと記憶しています。

普通の人間の記憶力、特に自分に都合の悪いことなどは覚えていないのが常識であり、また、こういうケースは全く報道されていませんので、「消えた年金記録」にはこういうケースも多く含まれているのではないかと、思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

。不能

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問3)の回答

- ・私の退職は平成11年6月で10年前になりますが、在職当時は「年金記録問題」などは東京都の事務所長会議などでも話題になったこともなく、その存在は今回の一連のマスコミ報道で始めて知りました。
- ・厚生年金保険の保険料計算については、昭和44年頃(?)から始まった、サン孔タイプにより紙テープを作成し、それを磁気テープに変換して保険料計算が行われていたように記憶していますが、変換時にエラーが出ると、当該事務所に「事故リスト」が返送され、これを通用課の職員が原簿や台帳を参照して補正し、再度紙テープを作成するといった作業があり、これによって被保険者の正しい記録が保管されることとなっていました。
- ・しかし、昭和58年7月の併管以後、あるいは基礎年金番号導入後については、上のような「事故リスト」等はその存在もなければ、各県単位での事故処理についての提案なども全くなかったと記憶しています。

(質問4)年金記録問題を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問4)の回答

- ・在職当時は、当該問題の存在さえ知らされていなかったもので、対応のしようがありません。
- ・反省点ですが、今、思えば、上記のサン孔タイプにより紙テープを作成していた当時のように「不突合」などがある程度多くなった時点で庁と国費評が協議をして、各都道府県に「事故リスト」の補正を定期的に実施するなどすれば殆どは補正が可能ではなかったか、と思います。
- ・当該問題が知らされていなかった背景はわかりませんが、このような調査依頼がたびたび来ることはいかなるものか、と思います。こういう「事故・不突合」が蓄積していることを認識していた当時の社会保険庁と国費評議会(労働組合)の幹部の責任は重大だと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-184

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録は、被保険者又は被保険者であった方の一生の大切な記録であることは、在職中において認識しておりました。

すいば最も危惧していることは、厚生年金保険の紙台帳について、1台帳につき5～10年しか記録でえずに数回にわたり書替えを重複していることで誤記、脱落、転記等の弊が生じていたのではないかと懸念しております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記「質問1」に記載したことについては、全件について検証することは困難であるので、被保険者および被保険者であった者(父)の申出があった場合のみ抽出検証するまでであると存じます。

しかし、この作業については、紙台帳やマイクはファイル等によっても相当困難であると思料いたします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険制度は、昭和17年6月労働者年金保険制度発足約67年が経過し発長して来たがその間、記録の整備は近年の電算システムに至るまでの期間の大部分手書きの紙台帳によるものであり、その保管状況等も時代毎に環境等も著しく変化して来た。

在職中において将来受給者が多くなった場合に個人記録に基づく年金裁定事務は大変であると常時に憂えておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すいは、与えられた業務に誠実に対処して来たと自負しています。

現代のコンピュータによる記録管理まで、年金記録は、その時代の先端の事務機器による管理して来たと思います。

提起されている点について、卒直に又謙虚に対処し調査確認を徹底していくことが国民の年金に対する信頼を回復できると信じています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-185

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2入2退報道.

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 不足金から「事故リスト」の整理.

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-186

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

お金を掛けずに済むことが国々から理解を得られると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ CPKにおいて、被保険者氏名をカタカナ入力漢字をカタカナに入力する際、事業所にカタカナ確認にかかるカタカナ変換がなかったために、それを存して入力したことが、大きな間違いであったと思う。
- ・ 又、事業所にカタカナを問合せてカタカナ入力していたが、職員団体に止められた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 労組組合があまりにも権力を持っていて、これにより積極的な業務改善等が行えなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来への年金給付に不安を抱くようになったのは、年金記録問題について、重要であるという十分な認識はもっていませんでした。
退職後、現職時は、どのような認識で業務に携わってきただけです。

(質問 4)質問 3 の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法令順守に努めてきまして、関係法令等すべてについて精通していた旨は言えず、携わった業務全般について再チェックが求められていると感じています。
常に各種種々の取組に精励を尽くす必要はあったと考えています。

この用紙は、ある場合があります。

(質問 1) 年金について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じで、具体的に教示ください。

現時点で年金問題の心当りはありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか

技術的解決方法は別して、情報開示し、1件ごと
1件地道に時間をかけて処理しなければならぬと思
います。
抽象的に語れません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-188

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

時間をかければ理解するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録や請求書が同時に確認できるシステムの定着を素晴らしいと思うと同時に記録が合わないケースは、ご本人とのコミュニケーションにより、職員の努力で解決するしかないと思っていました。
最近のワッ2マスコミの経費が問題を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な経費をかけたにもかかわらず早く記録整備をするべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-189

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録が、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 今後は年金記録の発生を防止するため、年金記録の発生を防止するための対策を講ずる。

2. 年金記録の発生を防止するため、年金記録の発生を防止するための対策を講ずる。

3. 年金記録の発生を防止するため、年金記録の発生を防止するための対策を講ずる。

4. 年金記録の発生を防止するため、年金記録の発生を防止するための対策を講ずる。

5. 年金記録の発生を防止するため、年金記録の発生を防止するための対策を講ずる。

6. 年金記録の発生を防止するため、年金記録の発生を防止するための対策を講ずる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、いわゆる「おかしな」現象と捉えていた。
また、その当時まだ年金記録問題については、この問題が深刻な問題と
認識されておらず、まだ大問題にはなっていないと
思っていた。その当時と大問題に思っている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <u>f. 事務局課長級以上</u> *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-192

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

体調不良もあり、記憶が確かではありませんが、
2011以外のことは、知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確な届出、正確な記録・入力か、必須要件ですが、
1. 正しい事業所の事務能力(正確な届出)にも問題があること。
2. 被保険者は、転居が頻々としていること。
3. 採用時、住民票との確認が行われていないこと。
このような実態から、100%正確な届出は、期待できない部分があると、当時から
気づいていたように思います。
そのうえ、残念ながら、既出の正確な記録・入力に問題があるのでも
この問題の解決については、
届出の届出は無く、また正確であるはずの記録・入力に問題があるとなると
紙の届出との整合性がとれないでしょう。
しかし届出が正確、かつまた残念ながら、台帳への記載が正確であれば
ない、不整合が残る余地があると思われします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 紙台帳からの入力作業時に問題が生じたこと。一因があるのではないかと思います。事業主の届書には、当時、フリガナがなかったこと、生年月日の誤り多量に、男女別の誤り多量にあったこと、厚生年金番号を重複して持っている者が多くあったこと、このようなことから、届書の正確性に疑念が湧きました。

しかし、そのうえ、なお残念なことに、正確な記録の入力に不備があったとすれば、誤った「事故リスト」の作業は、何だったのか、残念に思います。

3. 「約54万件」の報道で、矢張り、ビックリしました。お察しに大きな数で、考えられないと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応

1. 「事故リスト」の作業で、鋭意努力した。

2. 年金請求時に、自分で、取手表を、予め作成してもらい、加入期間と照合して、全期間のモレのないように努めた。

反省点

1. 説明会、パンフレット等で、広報したのですが、なお不足でした。

2. 「事故リスト」の処理に苦労しましたが、なお、不足が判り、残念です。

3. 滞納事業所の取扱喪失等については、残念ながら当時不納欠損が多くあり、そればかり、非納の整理は、当然、法令に従って処理すべきです。中小企業にとっては、倒産になることが多いと思いますが、止むを得ないと思います。しかし、事実を反して、届出を強制したのであれば、是正はしなければならないと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-193

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている年金特別更正による対応と徹底して行う以外に方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の未統合記録、オンライン未記録記録が
あることは認識していましたが、これほど多くの件数がい
るというのを知ったのは、新聞報道等によって
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録の統合には、膨大な経費と人材が必要であり
年金請求時に、請求者からの充分な聞き取りはよく、本人の
不利益にはならないよう、統合していくしかないと感じており、その
おかげで、やむを得ないと思っていました。

厚生年金被保険者の記録については、制度充足当初、終身雇用を
想定した会社単位での管理がとれていたと認識していますが、
オンライン導入時から個人管理に移行して行ったと思いつく
当時の処理が不徹底であったと認識しています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-197

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

住民基本台帳との突合を行い、要補正対象者の的確な把握に努める。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識したのは、「年金記録問題」があると報道されてからであり、それ以前はありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方では把握困難であり、知り得る立場にあった者が組織として対応するよう図るべきであったと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-198

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

・ 地方の記録との整合

・ 被保険者等への照会及び被保険者等からの申し出

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・記録も整理中と認識していたが、これほど多くの未整理の記録があると思わなかった。
- ・報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・適確な処理を心掛けていた。
- ・反省点はチェック体制と記録の管理体制。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ☒ 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-200

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがおぼえていたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性は認識していたつもりですが、今の日本の社会情勢に必要とは全く感じられませんでした。
問題の存在を知ったのは、新聞一紙の報道を知らず知らずのうちに知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人として対応するべきを見出さず、是を
過してしまふが、現職の方々が若者を
導くことは格別な思いを禁じません。
現時点では、将来を振り返って、失望を期し
録がつかないと思うようになっています。
また、この問題を以て年金記録問題の一部に
年金不信を招き出し、年金の危機を蒙る
ことになった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-201

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間を無限大にかけても100%解決するものではない。
平成22年1月に年金機構がスタートした。制度自体の問題はありますが、将来に向けての年金制度の再構築に際し過去の年金問題について、できるだけ早期に清算する方向で対応すべきだと思います。
また、この年金記録問題は時間を費やすことにより、新しい年金機構が新たな問題。(新しい組織が充分構築するが、年金問題を長期にかかると他の業務の影響など)を内包してスタートすることになる懸念材料と思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁勤務でないため、このような大きな問題になるとは、充分な認識はもっていませんでした。
不明な記録は、年金の調査時に、調査が行われ、一部を除く記録の補正が行われ、支給されると認識していた。
記録問題については、マスコミに報道がなされた後だと聞いています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法律により法令遵守の徹底を図り、自分の責任の中で業務の円滑な実施をすること。
反省点としては、社会保険庁全体の職場風土、^{特に}基礎年金の導入、国庫との統合時などは、タイミングポイントでの対応など、大きな問題ではなかったかと、そう一瞥を以て感じています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-202

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業績の悪い企業の経営者は
報酬の減額を行うと思う。
よって月変(下降)処理は
当然の扱いだと思うため。
問題との認識はない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

企業の役員に限定した処理
であり、従業員には波及
させないことが原則である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-203

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・資格記録の統合は、日本年金機構の人員で、通常業務の円滑処理と並行して実施させる事は難しいと認めて、プロジェクトを編成し、統合処理と行方必要かあると思う。
- ・標準報酬のオンライン記録と台帳、名簿と整合は、昭和 50 年(?) 以前の古い期間に於ける報酬は再評価されており、それ以後の記録の取り扱いは、ほとんど無いと認めて、数億件の案件に於ける負担が効果的であると必要性は少ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・基礎年金番号導入後、旧手帳とA統合作業を行っている際に、回答に対する反響が少いため、未統合の記録は相当数あると想像はしていたが、年金情報開示、複数の手帳統合や取扱いによる手帳の統合を行っており、それで事足りるという認識であった。
- ・未統合の件数が5,000万件存在する事は報道により初めて知った。
- ・標準報酬のその訂正については、報道されている内容は現場の実態が、よく理解できていないと、今でも考えている。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・記録問題の処理と大量の通常業務の円滑な処理を同時に行うのは、困難なため、その程度、優先順位を判断し、メリハリのある処理を講じていた。
- ・制度・運用面の問題から、記録問題が起きている事は承知しているが、現場を含めて、組織全体の危機感が足りなかったと思っている。
- ・記録問題発生後、現場は最大限の対応をしていたが、膨大な処理量の現行体制では、解決は不可能であると感じていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-205

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報告されている内容以上のことは承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

老後の生存権を保障する(国家が保障する)
重要な制度であることに鑑みて、
本人の申立てにより事実関係の確定できるもの
については早期に保障すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

役所 入所時に厚生年金旧台帳の整理に
当たった為としてその後台帳が確実に
コンピューターに収録されていゝのか、管理に
問題がなかったのか、等々気になっていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が公になるまで、気になっていた
も特に対応を積極的に行うつもりも
なかった事、反省される。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ☒ h. その他(事務局) <u>社会保険監察官</u> (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-206

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

.....

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、年金制度ができて以来の長い年月にかつてのことだから、現職者と退職者が分って、経歴を十分に把握して、事務処理方法を決定すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた、年金記録についてどう問題とされた
ことはなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-207

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

脱退手当金の給付を受けた期間の年金記録に
反映されない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙と帳の記録とコンピューター入力の記録との整合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年頃に年金記録の事務リスト処理を行った記憶がありましたが、当時としては事務リスト件数の多さに驚いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入が遅い。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-209

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号未統合の記録整備については、過去にいろいろの方策を行い記録整備を行ってきたと思っております。今後は一定の期限内で取りついで出来る範囲で行ってまいりたいと思っております。統合済みの記録が全て入るまでには時間がかかるかと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、問題認識はなかった。
存続することを知ったのは、年金記録問題がニュースで。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、年金受給権者からの年金受給停止時に、
請求書に記載の本人職歴(年金加入履歴)と基礎年金番号
(含む基礎年金番号以外の年金帳記号番号)に基づき年金記録
と照合し、記録不明の場合は職歴から記録照合の調査を
記録照合が完了しないという認識がなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-210

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在籍当時は、厚生年金業務と国民年金業務を併合し、同一職場で業務を行っていた組織改革がなされた時ですので、速く業務を軌道に乗せることが命題であったと記憶しています。

年金記録については、特に取り上げて説明することはございません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金記録については、市区町村で取り扱っていらしたので全く解りません。

厚生年金記録については、社会保険事務所では、管理している被保険者名簿で確認出来るのでは、ないかと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、年金記録問題が発生するとは全く認識していませんでした。
この質問の年金記録問題については、新聞、テレビ等で報導されて始めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録等については、被保険者名簿、届書等を記載し、同時に電算機に入力するシステムであったと認識しています。入力結果等については、届書等を職員同士が読み合えることで入力誤りのないよう注意していたので、取り立てて申し上げる事はございません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-211

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

は V

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上部の指示に基づき適正に対応した。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-212

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知る範囲以上のことは知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

5000万件と云われる市数と全部解決することは難しいとされています。が現在行っている方法で1件1件丁寧に処理することと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が存在していた事はまったく知りませんでした。
昭和46~7年当時、記録の不整合等の有数リストと処理したとがありましたが、社会保険庁(業務課)による回答のものはまったく存在しませんでしたので、的確に処理されたものと判断しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和50年代頃までは年金に対して有業主や被保険者等の認識が浅く、苦勞しい経験があります。
制度の重要性や年金に対する必要性など将来に向けての広報など積極的な取り組みが必要であると思われています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-213

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-216

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金基金に加入している被保険者については、社会保険庁の被保険者台帳記録との照合は行っていないと思われるので、厚生年金基金加入期間の記録については、一致しない場合があると考えられる。その場合、本人の申告と社会保険庁台帳の記録がとごまかす恐れもある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者記録については、記録を電算で中央の台帳に集約する時にミスが生じやすかったという問題がある。電算中央集約記録登録時の以前の記録については本人の申請をその時受け入れないし、考える。その後の記録登録については、事業主申請時のミスと解し、事業主平元記録があるかどうかを確認する方法を考え、対処する外は、本人申請を受け入れるほかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年という長い期間の記録を正確に記録するのは、人的ミスやセロにすることは非常に困難なこと、非常にわかりにくい問題だと認識していた。
そのため、一定の期間を設けて、照会する必要があるのではないかとは考えていたが、実際問題としてそのような手続を可能にすることはできなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

電算による記録の中央集約管理へ切りかえり、特にそれによる認識を強く意識していたが、電算処理が進行する中で、再検討のミス排除の実現可能な方法を見い出せなかったことを反省している。(方法としては、一定期間毎に本人または事業主に照会するという上記の方法を考えてはいたのだが、実際上そのような運営の変更を事業執行上で実現することはできなかった)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-217

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特におし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特におし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞、テレビで公表されたとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特におし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-218

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別なケースは、把握しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、主に国民年金の記録を手作業による納台帳管理の時代を担当しました。
当時は、保険料納付記録を3ヶ月単位、資格関係は随時に市区町村から進達されたものを、手作業により納台帳に記入(しており)ました。又台帳から新台帳(サン弘)への移行作業もあり、どうしても一定の割合で誤記入や記入漏れが避けられませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これは、通常事後処理や台帳の棚卸(で)発見の都度、又、被保険者からの照会等の時点で調査補正をしていました。又、潜存してしまった場合は、裁定請求時に発見補正が来ると考えておりました。

(反省点) 過去の記録(旧台帳)などの管理は、随時索引可能な状態で半永続管理が必要だったと考えています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号 13-219

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

前記の記録問題は毎週、読者(読者)の情状等に依り
 解決されるものと思つてゐた。紙の帳、マイクロフィルム等
 記録が~~あるが~~、氏名、生年月日不明、事業所に番号不明に
 ついては永久に解決されないものがあると思つてゐた。
 氏名、生年月日については、本人の就職時に、~~つかり~~ ~~あるが~~
 あるが、正しいかは、記録はつたが、同姓同名、同一
 生年月日の方は、~~約~~ 5% 位しか(約 5% 程度)で、学生年金の
 記録の記録は、~~それ~~ ~~これ~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~か~~ ~~つ~~ ~~た~~。一番の問題は、
 「事故リスト」について、~~それ~~ ~~これ~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~か~~ ~~つ~~ ~~た~~に整理してあげれば、かなり
 のみ記録は行はせられたと思うが、~~その~~ ~~ネ~~ ~~キ~~ ~~は~~ ~~有~~ ~~効~~ ~~力~~
 さん下の組合ではなかつたか。(思う)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「お線かーはい」にうへきがある。光録が「おけいはい」
はいつてあつて、一頁づちに本人の申し出を愛し居て
読めるのは、おかし。當時にも、おけいはいはなかた
つてゐて、バウンスの問題もある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録が合致しないものはあつた、正しく、氏名、生
年月日や市町村、電話番号、あつた。もちろん、つながる
か、一字ちがいの氏名や、生年月日では前後の日
付で、同一人である「可能性」は見つかるものである。
年金記録で、さぐりだした時に、問題が、なぜ
こうまで多く、あつたのか、わからなかつた。当時の労働
組合の対応も問題だった。正しく、記録を合致さ
す「事務リスト」の問題も最大の問題であつた。
当時は、その本質を一番よく知つていたのだから
思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別に、事務リスト等、整理しようと思つて、班を設け
あげようとしたが、労働組合の側面から、いつも、つまず
つていた。労働組合が常に事務リストに同じ、幹部の意向
をうかがつて、私は、事務局に労働組合の側面から、
現れないのに居たつていたのを思ひ出す。(事務局で)
資格関係の修業時代、自分から労働組合に行つて、生計
の整理をしようと思つた。自分にはさぐりだした組合
うさぎ)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-220

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知ってます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録の整備を進めていたが、最終的に
整備が終了しなかったのではないかと。
・震災による記録の消失..
・手帳番号を複数持っている方が存在していた。
(生年月日も若干違い)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・上記にあげたほか、問題点は複数あるが、
問題解消の先送りをしてきた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-225

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

支給枠を優先に若年者は
時間を掛ける2倍。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

行政手続き以外に当時540年代
に10年代は、被保険者の意識が
薄く、被保険者証を10枚以上も持つ
いる者も多く「明日の年金を今日の米」と
言って年金加入を拒否する者もいた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

説得に努めた。

当時
540年代
に10年代
に10年代
に10年代

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのでいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-226

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の知っている事は新聞等の報道で知っております。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 解決方法はないと考えています。

2. 仮に、一時的に解決がついたとしても、人間の心でいる事に事故はつきものです。

3. 裁量請求時に最終的な記録確認がいか解決する方法はないのではなかろうかと考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初から正確な記録の管理について職場内で検討を
していた。
具体的には、定期的に届書と名簿を照合を行
っていた。その際、記録誤りが見られ、訂正され
たが、完全であったかどうかといえは自信が持たない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 届書と名簿の照合を徹底して行い、記録誤りの
ないように取り組んでみたが、労力と時間の問題極
りであった。
2. 記録の照合を徹底できなかったこと
(裁量労働時に最終的な記録確認が難しいと
考えていた。)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-227

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがおぼえていたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-228

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に戦前・戦後の混乱期における年金の
手書による記録については、馬主留・軍国債・戦時
算等複雑な事務処理が代償と見られる。
市面一般では、正確にされた事務処理レベル
での事務と認識しており、戦時による混乱期
の実態を認識していないと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不整合・不適合記録の全件(100%)を現行
基準に合わせる。
裁定時の重きを置き、申述人の内容・記録の
整合性等を考慮して裁量による完全決定を必
要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については年金額の計算の基となることから
正確な記録が必要で、東京では、¹⁴年
11月への追加等時に発生した不整合記録について事故
処理班を上げて神正処理を行い記録の正確性を努め
た。記録の改ざんがあることなど考えられなかった。
国会での審議、新聞報道等で初めて知った。
多少の不整合はあると想定していたが、5千万円
の不整合があること知ってびっくりした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新規適用講習会、社会保険関係講習会、各種
会報等で正しい認識を、~~正確な~~正確な記録保持
の重要性についてPRした。上記の事故処理班
による記録整備も進んでいる。

尚ほある年金記録については、保険者、社会保険
常務会、事業主、被保険者、関係者等が事故と
認識している。取返の記録の入力等、¹⁴年
の取返の徹底が必要。事業主(被保険者)の届出
義務による記録であることから、保険者責任が全くな
ないことを主張している。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-229

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-230

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社保取組 特に後半のほとんどが経理関係であり、当該問題を深く知る機会が少なかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何れの公務であり、上部からの命令のみでは解決のむずかしいことは、各省庁の昨今の問題事件発生に同じ。作意のずハタシ、或いは改訂等は厳しい処分以外にはないはず。全庁的に於て然り。社保関係も処分甘く、労組関係も然り。労組支援政策と労組関係処分の今後の動向も注意。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一時、金口町にも保険料収納率を競わせろ傾向が見られた。東京より他県もあつたやに聞いている。越え金要等の噂話も不気味な雑談としてあつた。上原部からの評価がどうあれ、一切そういう処理はして来なかった。収納率も実際の結果である。換算するよう収納率の常時高いか、一時のみに上昇した所か。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁として地方庁の事態把握は大切な事。本庁より出向して来るか、或は地方庁より本庁へ来る意図のある者の業務に対する意識及びその人々、国費評議会等労組関係にも問題ありや。端末の管理取は上の命で動く。

※ 通知分から対応者は被疑者扱いの印象あり。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本 庁	○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 ④ その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ⑥ 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-231

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題は特に無いと思います。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピュータで管理されているので、特に問題は無いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピュータは 年金記録問題と 年金受給者
だけに、最重関問題と認識はしませんが、どの
様な問題か 存在するのかは わかっていません。
それでも コンピュータで問題が 多いと 感じます。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に反省する点はないと 感じます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	☐ 退職者
所属	本庁	☐ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-235

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の在任期間中は、今から40年前で、高齢者の年金の受給者が、ホッホッホと始めを嘆びましたためか、年金記録などについて問題をおこしたことはありませんでした。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は、正確、迅速、モットーに推進しましたが、どういう問題が起きたのかわかりませんから、意見を申し述べることは不可能です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-236

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知られていない問題ではないかと思いますが、調整率と世帯主の年齢、特に中小の法人事業所の従業員の中にお金を貯蓄する考えも希薄で手取り給付が多いため、社会保険に加入しない人が多いと、事業主も社会保険に入らねと諦められると、二重と云って取得もムダが多くなる。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ベストな解決策はないと思う。在籍し事業がやめる方も客観的証拠はないが、認めざるを得ないのではないかと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

言うまでもなく、将来の受給権に つながる人々の記録
者記録がある。在籍当時 市の業務課から 第1回
目の 事数リストが来て、事務科で 事務記録
(中には別のケースあり)して 追戻していた。
当時は、労組との関係があったが、スルスルに行っている
ものと思っていたが、今思っている様な件数があっ
たとは驚いている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今回の問題で、特に個人的に 対応したことは無い。
予算の関係もあったが、労組のいないが、役職処理
に 移行して 徹底的に 補正処理、記録管理を
おこなうという方針で、
おこなうという方針で、

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者
所属	本庁 ☐ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ☒ 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-237

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録確認作業委員会設置後の2年半の活動実績を高く評価してあります。

戦中戦後の古い記録については、諸般の事例により半世紀以上経過する現在、調査し解明は絶望的であることから、中々からの内容等に基づき、総合的に判断し必要に応じて調査を実施してはどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務全般について、業務処理マニュアルにしろがい、適正に
処理することには専念してきていた。
消えた年金問題が公表されてから知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時代の要請に即応できるシステムが早く設置されてきたこと。
年金制度の複雑化で国民の理解が得られなかったこと。
長期間の膨大な記録の適正な管理に無理があったこと。
(機械化の専門スタッフがいなかった状況で、外部企業に outsour-
cing されてきたこと。)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-238

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ① 移行時、古い紙記録、名義から不明個所は身故扱いされて、身故処理は不明。
- ② オンライン移行時、転記・転写の誤りを在籍のアルバイト委託で処理され誤読・誤記(氏名等)が散見された。→ 元々入力されたのでは?
- ③ 労組の合理化反対、組織状況反対、超勤拒否等、職場環境が崩れ職員の高齢化も一因。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 記録不明、不一致など、申立て内容を精査、推定して、一定率加算の救済措置で対応する。
- ② 国民番号番号制を早期導入することにより、記録の衝突合で解消する。
- ③ 解決への方策は万策つぎいでいいのでは、一方的なミスばかりが数えられるが(役所側)、多くの事例を分析するべき、--- 今後の事故防止につながる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 当時は、年金記録が問題になるとは認識していない。
- ② 長期の記録の管理に紙台帳、名簿に判読不明箇所もあり、このまゝでは不備との認識だった。
- ③ 国民年金保険料徴収方法には不備が多いと考えた。
- ④ 年金記録の「のりきり」が課題となっていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① スムーズなオンライン移行業務の推進も最大の仕事として対応した。職員の意識向上、業務研修につとめた。
- ② オンライン移行時の作業も外部プロセッサ処理に徹底を欠いたことで、誤脱、誤記(氏名等)が頻りに発生した。
- ③ 労組との協定に縛られて、移行作業が~~すすみ~~^{進んでは}つたことにも一因がある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ☒ e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-239

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし、

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(国民年金関係、東京都)

東京都では昭和27年から区市町村等の共同で国民年金事務の電算処理を実施した。

電算化以前は、約250万枚の被保険者台帳の管理、年毎400万件にも及ぶ納付記録も原始的な手作業で行ったために記録の転記ミスも完全に防ぐことが出来なかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

転記ミスの補正は、未納者への納付催告状の送付時、納付記録通知書を送付した際の被保険者からの申出により随時行い、さらに区市町村名義と可能な限り突合を行い、記録の補正化を図ったが、当時の人員・予算の中ではその限界であった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-241

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

この年金記録問題については、一面でみれば反省や疑問もあると思いますが、時代背景もあったと思います。
私が社会保険庁に入った時代は、適用名簿も付けパンで記入していたし、名簿の用紙も現在のようなものでもなく、数字すると字がにじんでしまったり、8に見えたり7に見えたり、判別が難しく、又この記録をコンピューターに入力する際にもスムーズにいったのかの問題もあります。又米軍の方針に動いている人達も自分から動いている部署も定かでないケースも多かったような気がします。さらに女子の人達は、脱退年金と年金をもらっているケースも多かったと思います。当時は年金で生活をやっていたという考えも少なく、時代背景も大きく影響していると思います。

米軍

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

現実には記録のわからない人が大勢いる訳です。現役の人達の大変な努力でも解決出来ない現状をどうある程度、わりきりが必要だと思っています。
具体的な方策は現時点ではありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が現役の頃は、年金記録問題は表面化しておりませんでした。

この問題と認識したのは、退職後、4年後、当時の小泉総理の参内問題やマスコミ等で報じられた頃だと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人情報等の守秘義務の徹底。

年金手帳(履歴)とパスポートのような重要なものの位置付けをしっかりとアピールしておけば良かったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <u>退職者</u>
所属	本庁 <u>地方庁</u>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-242

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

故からコンピュータに取替する際の事務処理の遅延。
2重4重のミスについていかにどうか?
4重の項目が重複してあるかどうか?

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

故があれば、再入力に安全する。
何人何組の漏れが発生する現状(社会全般)では、
対策が取つかないが、地道に広報等により個人に
対する啓発を続けることが必要ではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このことは、年金の記録問題より、長期給付である年金
そのものに対する認識が、社会全般、即ち、従業員、専業主婦、
を含め、残念ながら取組においても薄かったことが最大の
原因であったと考えます。
一方、分限の保衛及び管理を怠っていたとは言い難い
点ではないかと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

お述べており、

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-243

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ① 同業種の「転職」のタタ人 (タクシー運転手等) のなかには、前職が知られない様、手帳の振出しや常に新規振出しを受け、タタ人は、10 数冊の年金手帳番号を持っていた人もあった。
- ② 女性のパートや求人募集では、年齢制限が多くなり、特に主婦等の短期間契約の人は、年齢を、5~6歳若く届出したため、重複取消で一本化できなかった人も多くあった。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 「名寄せ」で同業種と思われる事象は、会社名を示し本人に確認してもらう等、手続を簡素化する。なお、会社にも密に転職するため加入期間の重複者も含め、対応する。
- ② 1年未満等、短期間の未統合記録については、「名寄せ」で判明分、全記録を本人通知し、確認してもらう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1で回答したように、制度上の届出に欠陥があると年金が受給できなくなることを、通知で加入されると、防止できない。又、死亡者や、無年金者の記録が削除されるシステムにたがっていないため、未統合記録は一定程度やむを得ないと思っておりました。
記録のオンライン化導入時より、多少あったが、基礎年金番号の附番整理でより大きく感じました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度は長年に渡り改正が繰り返され、特に、厚生年金、国民年金の制度の違いも大きく、記録管理の一本化が遅れたことが原因。一職員の立場で対応できるものではない。
フリーソフト等施設にかけた分をコストに使っていたら、と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ☒ 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-244

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、未だ解明されていない記録があるが、以下のような問題で解明されていないことも考えられる。したがって、全て解明されることがないと思っている。

第1の問題点は、資格取得届に偽名や偽りの生年月日を記載して、届け出た被保険者の記録がそのまま管理されているということである。

社会保険事務所では、事業主の届出義務に基づき作成された届書を受理しているが、取得届には戸籍謄本や住民票等を添付されていないため、誤った届書を確認しないで処理し、記録管理していることが問題である。

例えば、犯罪者や刑務所を出所した受刑者が偽名や偽りの生年月日を使用して被保険者になっていたというケースがある。

具体的には、刑事が社会保険事務所に来所し、裁判所の捜査令状を提示のうえ、指示した適用事業所の被保険者名簿を閲覧し、捜査中の被保険者の氏名、生年月日等を記録していたという事実がある。どの被保険者の記録かは一切明らかにしていないが、この被保険者は、偽名を使用し、生年月日を偽って雇用されていたようである。

また、企業は採用条件の一つに年齢制限を設けているが、就職希望者は年齢制限をクリアするため、生年月日を偽ったままで採用され、被保険者になっているケースが多数存在する。

これらの被保険者は、年金裁定請求の際に、正しい氏名や生年月日と過去の偽りのある記録が同一人物であることを申し立てても証明が困難であると思われ、また、本人も過去の経歴を他人に知られることを恐れて裁定請求をしないことも考えられ、永久に解明されない記録になると思われる。

第2の問題点は、取得・喪失届書等に記載する厚生年金整理番号についてである。

組合管掌の場合は、届書用紙が社会保険事務所と健保組合共通で使用出来るように複写方式になっていることから、整理番号欄の上段に健保証番号を、下段に厚生年金整理番号を記載している。この上段には、事業所によって健保証番号あるいは会社独自の社員番号等を記載している。

このため、誤って上段の番号を厚生年金整理番号として記録し、事故記録になっていたケースが厚生年金事故リストの処理中に発見されている。

第3の問題点は、被保険者名簿の書換え時に、書換え毎に厚生年金整理番

号を変更していたことである。

被保険者名簿の書き換えは、名簿の個人記録欄が満杯になると、喪失者を除き現存者のみ新名簿に記載して、現存者を記載順に1から順番に整理番号を割り振っていた。

政管健保の場合は、健保証番号と厚年整理番号は同一であり、名簿書き換え毎に番号を変えると健保証番号に支障をきたすので、番号を変えなかったためあまり問題が生じなかったが、組管管掌の場合は、被保険者名簿書き換え毎に厚年整理番号を1からの整数番号順に付け直していたため、旧名簿と新名簿の厚年整理番号が相違して、その結果、年金記録が業務課の記録と一致せず、厚生年金事故リストが社会保険事務所に送付されていた。

第4の問題点は、被保険者名簿及び払出簿の保管状況である。

被保険者名簿は保管が大変悪い中で、マイクロフィルム化して閲覧可能となったが、名簿が全て存在していたか否かを確認しないままマイクロフィルムに収められている。マイクロフィルム化出来ない名簿の保管はどうなっているのか、その名簿の中に厚年事故リストで整理できなかった記録が存在していることも考えられる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決のためには、宙に浮いていると言われている記録の具体的な事例、例えば、何年頃の記録で、電算処理前の記録かまたはその後の記録か、記録は取得から算定までか、あるいは取得がなくて算定から喪失までなのか等を示して頂くとともに、共通すると思われる事例を示して頂きたい。

このような具体的な事例を示して頂くとともに、過去に厚生年金事故リストの処理に携わった職員や電算処理に携わった職員あるいは資格照会の業務に携わった職員を招集して意見聴取すれば、ある程度の解決策を得ることが出来ると思う。

ただし、名簿の記録が散逸している場合や電算処理した記録をすでに消去している場合は、記録復元の処理は困難を極めるのではないかと思う。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、記憶は確かでないが、昭和30年代後半頃に社会保険庁業務課から厚生年金事故リストが全社会保険事務所に送付され、リストの補正・訂正を行って業務課へ回答していたと思う。また、50年代前後には、厚生年金事故リストが社会保険事務所に送付されても処理出来ないほど大量の未処理件数が生じたためと考えられるが、本庁では社会保険調査官の事故リスト処理チームを結成し、各事務所を巡回しながら処理していたと思う。

さらに、社会保険調査官の事故リスト処理チームの解散とともに、本庁に事故処理班が結成され、各社会保険事務所を巡回しながら事故処理に当たっていたと思う。

このことから、本庁や社会保険事務所が大変苦勞していることを認識するとともに、早期に処理しないと個人記録が一本につながらないと思っていた。

(質問4)質問3の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務課からの厚生年金事故リストの送付がどうなったのか、事故リスト分は全て解決したのかなどの情報がないまま、記録問題を意識しなくなると同時に、機械化準備室で電算処理していた年金記録データと業務課のデータがスムーズにドッキングされていたと理解していた。

今回、宙に浮いた記録が5000万件あるということが公表され、件数があまりにも多く驚いているが、記録の中身はどのようなものかを把握しない限り、軽々に反省点を述べることは出来ないと思う。

仮に電算処理以前の年金記録であれば、反省点として、本庁の事故処理班を解散しないで、むしろ規模の拡大を図りながら社会保険職員全体の意識を高めて気長に取り組んでいれば、未解明件数が多少残ったとしても相当の件数が解決したのではないかと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-245

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職当時のことを思い起こしましたが、特にこれというものは思い浮かびませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

多くの困難を伴うが、めくる範囲で事実を確認し、個々に対応して行くしか方法がないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時は、現在のような問題になるという認識はあまりなかった。昭和50年から昭和60年頃と記憶しているが、未統合記録が事故リストとして大量に社保庁から社保事務所へ送られて来て処理をした。その後、そのようなリストの送付がなくなったので概ね整備が済んだ物と思っていた。ただ、紙の被保険者名簿には判読不能な氏名・生年月日もあり、コンピュータでは統合できないので被保険者名簿で確認する方法がないと思っていた。

未統合記録が数十万件あると知ったのは、数年前の新聞報道である。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識は上記のとおりであるが、日々の業務に關しては責任を持って対応したと考えています。

反省点(組織として)

- ・義務教育に社会保険・税金に關する教育を取り入れて国民の意識を高めるべきだった。
- ・もっと早い段階で個人が自分の記録を見られるようにするべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-246

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道等による情報以外、世間一般に知られていない事項・事象について
思い当たることはございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

前記1は、思い当たることが無いため回答不能。

年金記録問題は、第三者委員会での大変な判断作業の連続(該当事務所等での判断資料収集等の作業)と思われますが、結果として継続することが大事と考えられます。モラルハザードが生じないよう公平性確保のため今後も重要と思います。

今後の解決への道筋として一定の期間を経た段階で、政治的な決断での調査解決打ち切りへの模索も必要ではないのでしょうか。

今後、ITの進展に伴い住民基本台帳を一層活用した国民総背番号制＝社会保障総背番号制＝基礎年金番号を基軸とした相互管理への転換の模索も必要なのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直、現場を離れた後、年金記録問題が大きく報道されるまで、具体的に認識はしておりませんでした。

当時、現業は、年金裁定は請求主義の基本概念のもと、コンピュータ端末で確認できる以外の記録は、請求時に本人の申出に基づき過去記録(旧台帳分)が調査され判明の場合に処理を行い、裁定事務処理にいたるものであったと記憶している。よって、最終的には裁定請求時に本人記録は適正に統合されるものと信じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職当時、現在の記録問題に通じる事態に遭遇していないため、特に対応に迫られるような局面にはなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-247

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りませんでした。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全く知らなかった訳ですから解決策の
出ようがありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時は年金記録問題^かにはなつた事はありません。問題が存在することを知ったのは退職(平成2年9月30日)した後です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の答えとおりで問題になった事はないので何も対応はしていませんでした。

また、在職当時は通商事業所から提出された届書の記録と社会保険事務所へ入力した記録は入力後、2人以上で読み合せチェックをしていたので記録相違が出るとは全く感えられなかったので反省点はありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	☒ 本庁	☒ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-248

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題のほか、知っていることではありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 年金の場合は、請求主からの届出を受理する方法で、本人以外に請求主、請求主の一族に勤務していた方への年金の調査を徹底して行う。
② 個人情報の内題の残りの情報基ネットを活用し、氏名、生年月日の照合を行う必要がある。(年金記録は、請求主からの届出の誤りによる部分が多いと認識している)
③ 申請人について複数の証言等が得られた場合、証明する書類の多くを添えて支給し、世間一般に知らせる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金記録問題と知ったのは昭和50年保険料納付済年数と記録が一致しないとき、年金記録簿より年金事務所に他の方に連絡され、その記録問題で年金記録と関係した。記録が何件という件数の記録簿の基本マスターと合致しないという点から、記録簿と照合すれば解決できると思っただけ。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時所では事務所の記録を各社会保険事務所へ依頼して行っていたが、全体的に遅延していたので、早期処理を行うため、記録事務局(記録部)に記録処理専用スタッフを置き、新設社会保険事務所を巡回して処理させた。当時コンピュータ初期段階で、人名はカタカナ入力、生年月日を入力する形で照合していた。また、事務所の記録簿も手書きで判別し、文字の読み取りや判断がされた場合もあった。事務所に通いの照会等を行う必要があったと思われる。しかし、今の場合は自動化されているので、本人からの届出がなかった記録がなくなった部分があり、これが今後、記録と化した要因と考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-249

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な件数の対応としては、

- ① システム改善
- ② 各府県(地方自治体)及び事業主との連携
- ③ 個別訪問も含めた相談体制の確立等が、必要と考えられる。

特に、地方自治体等には、データの提供を含め協力体制の強化が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳の存在は、修学後(昭和68年頃)知ったが、
席間問題として、年金制限と受け、席間をふりかへる
生年 equal を振り、転籍していた者も多く、
同一人の判定が難しく、転籍の際、
修正する問題と見えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の住所記録管理ができていないため、結果として
において同一人の判定が困難となり、結果として
転籍の際に変わるしかたのと判断していた。
転籍問題に関しては、年金記録制限に関する学校
教員の対応が重要であると考えている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号 13-250

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありがとうございます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

腦通個々の情報と記録の基有は不可決焉ニモ考之可也
 其餘の諸事ハガハ其の基有ハ決然否ニモ定難キ也
 其情報提供ニモ可クニモ不可キニモ決然否ニモ定難キ也

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民一人一人が権利として認識していった。
行政官の基に年金加入期間の記録の不正確さがあつた
として認識していった。
平成9年の年金問題が起つたことを知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

申入や照会のある方の話をよく聞き、行政のわかる確認の
ところ記録を解決して調査し、解答へ対応できるように
していった。私は、私は千葉県から来たが、東京都の社会保険
(特に国民年金や、年金記録に関する経済)行政の仕組みを
よく理解して、記録の仕組み、担当部署に確認し、その制度、理解を
深めていた。先人として。
この問題については、東京都社会保険行政の長年の歴史的経緯が
あり、その逆もし、事実関係の糸を捜し出すことが、経済的な
情報と取組が重要であることがよく思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-251

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

毎年、会計検査院、立会いのもと、事業所調査を行っていたから、その際、資格取得の未届、また報酬の誤りが数多く指摘されていたと記憶しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主への罰則強化が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の重複の解消,
年金手帳のカード化

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-252

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

今回送付された文書に「年金記録問題には次のような事象があります」ということで何点か記載されていますが、この事象のほとんどは年金特別便や年金定期便などにより本人照会をし、1件、1件、処理しなければならないと思います。

しかし、会社に採用されたときに、採用条件に合うように本人が生年月日をごまかして届出している場合は、本人がどのような生年月日で届出したのかを記憶していないと処理は完了しないと思います。

今後、2年間で集中的に処理をするとの報道がありますが、社会保険事務所の職員が幾ら頑張っても、照会された本人からきちんとした回答がなければ、処理できないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の未統合については、裁定請求時に職歴と年金記録の突合せを行えば解消するものと考えていました。

また、納付記録については台帳の記録が、全てオンラインに切り替え済と思っていましたので、年金記録問題が報道されてからこんなに件数があったのかと驚きました。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が明らかになったのは、私の退職後でしたので、対応しようがありません。

また、オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等から正確に入力されていないものがあつたことについては、オンラインへの切り替え票を何重にもチェックすることが必要であつたと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-253

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンライン化に移行する昭和44～55年頃と思いますが、旧台帳とともに社会保険庁業務課で作成されたリストと社会保険事務所の被保険者名簿の記録と照合する作業は数ヶ月掛ったことがあります。当時、よく知られていた事務所においては、被保険者名簿が書き出しにリテ記録番号、生年月日等が不明・或は多し直り等だった記録については、照合確認できなかったものが見受けられました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時、照合確認できなかった記録が、その後どのように整理されたのかは知りません。従って、移行以前の記録については、被保険者が申立てている事務所が社会保険事務所で確認できるように事例は被保険者に有利な判断が必要であるも知れません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1で記載したようにオンラインに移行の際に
関係したことがありますが、当時被保険者名簿との照合確認
でまわった古い記録がどのように整理されるかが判りません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

約40年前のことで、当時紙台帳からの移行は努力
はしたものの困難であり不十分な対応であったことも認められ
現時点で見れば場合でも当時と比べると良い対応が
あったのが判りません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-254

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会での事務効率化が求められ、急速に電算化に向う折、
社保行政も、段階的に電算化に向う時、その目的と必要と
職員に充分に説明せず、教育もせず、担当課、係りの少数職
員だけの事務作業であった。他の職員は、知識も、感も、利
益も、電算化反対の運動が入りやすくなって、
当時、紙台帳は、ファイル化し、部、課、係、組、対するとしていたが、
その紙台帳を見れば、その簡単では無いことは判っていた。
電算化の意義は、人間の目と手作業からデータ化、依り、ゆくこと、
当時の職員教育、周知が、不足。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題は、世間一般に知られ、今更に答える努力は、ありません。
今日までの過程において、解決策は、充分に検討されたと思えます。
現時点において、解決策を、何うかは、何かと、聞いたり、解決策は、
人員の削減であり、作業は、手作業で、処理するしか、ない。電算化の
利は、データと人間の目、手作業で、データ化すること、しか、ないと思
い、そのため、○を、削減すること、思、解決には、ファイル化
された、紙台帳の、部、課、係、組、対する、電算化、する、あると、ある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年記記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

座敷当時、年金相談室の年金記録問題は既に発生する
 ことはよく知られたが、事務作業は出来ていた。
 問題の存在を知られたのは退社後になってからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

電算化の切換の際、当時の担当幹部職員、指導教育がなされていなかった。担保行政、今日的案を一人として想像してはなかった。電算化の切換作業が当時、神田会堂にて、一部調査官が集められ、作業をしていたのに、他の職員は殆ど見えず、かつ職員に対する教育が不足していたとある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-257

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-259

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法を推進する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・特に認識はしていなかった。
- ・退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・呆使合意での事業推進。
- ・費用対効果による事業運営。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-260

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件回復調査を行う以外ないと思われ、
体制づくりが必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

5000万件の未統合記録等、新聞報道で知りましたが、最初は報道内容について、ありえないことと思いました。しかし、記録改善作業を行う中で、紙名帳記録をオンライン上の記録に切替える際、ミスが大半であると認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録改善作業を1件1件行ない、回復調査する以外にないと思いました。

反省点は、切替時の裏金確認の際充分行うこと。特に委託業者で行う際、内容確認を徹底すべきと思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 @ 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-261

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「未納である」という確認が未だ行われておらず、被保険者及び受給権者の不利となるため、納付を促す必要があると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

毎年番号が重複する、未整理の記録があることは判っていたが、特定
請求時の住所変更もひとりでしていた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

定期的な年金受給者を行う、資料の整備を行うべきであると
思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-262

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主 脱税等ため虚偽の届出があった
被保険者 就労難の時代、前歴や年金の
を正し居らず、年金番号を重複に
取得している人々が多かった
死因は一部の人を除き、一生涯年金
に力を入れていた人々が大多数であった

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主や被保険者の虚偽申請や
同一人か二重三重の勤務をしながら
これ以上事業所勤務の届出をしていない人々
多く年金記録と一本化することは困難
と思われる
現在年金番号の重複を正すには
→限定的であるといはれ、
現行の年金番号を正すことが

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職の年金記録の機械化に携わったとき

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現任は年金記録は既に機械化されている
また、事業主、被保険者からの届出内容
を正確にチェックできるのは完全にあり
まとは不可能と思われる。
そのためには正確な人の人による必要と
思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-263

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「年金記録問題に関する調査について」の 2 頁に記載されている事例以外にはありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の年金記録については、名寄せ・生年月日の整理など、同一人判定のための努力が既に行われているものと思います。更に、非本人等特別便による記録の照合を（でも符合しない記録が数多くあると聞いています）

年金記録の不整合の原因は、役所側での処理ミスだけでなく、届出する側も、厚生年金（基礎年金）の受取条件や、生年月日の誤りなど届出を行っており（年齢に基づいた届出をしている問題）これらも符合させるには一定の限界があります。

今後は、役所側として過去の紙介帳の記録を正確に入力しておくことも前提に、請求のあった年金の裁定時に履歴を正確に照合していくことしかないのでないかと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私がこの取組に就任して昭和40年代前半の頃、厚生年金記録は紙合帳に記帳していた時代でした。その後、40年代中頃の年金記録と機械入力する方法が変化する時代がありました。当時、紙合帳には漢字氏名が記入されていて、それがプリンターがほとんど入っていない状態でした。それを機械に初回入力していった訳ですが、氏名の読み方が間違っているものも多くあり、と推定されます。

当時、今のようなオンライン時代の到来を予測していた人達が大半だったと思います。つまり、年金の業務は手作業で行うことが前提の仕事の流れだったのです。

従って、この種の問題は起こるべくして起きた問題だったと思います。紙合帳記録と機械に初回入力していくと、より多くの校正計画が必要だったのかもしれません。

五千万件もの系統年金記録があるとは、退職後に気づいた訳ですが、残念です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

系統年金記録が5千万件あることを知ったのは退職後ですが、私が在職中、今後は確実に年金受給者が増加するということをふまえて、当時、都内の社会保険事務所が持っていた年金記録を収容し、1日合帳、紙合帳を台帳とする年金関係記録や事業所関係の記録を紙合帳のすべてを文書社会保険事務所に集め、「登録照会センター」をつくり出した。

都内の社会保険事務所間の年金記録に関する資格照会の事務を効率化すると、併せて余利人員と、健康保険、厚生年金の保険料徴収業務に使うことが目的でしたが、この種の問題が起きたことで、年金関係業務を一ヶ所に集め、保管しておいたことは、今と比べてみれば正しいことだったと考えております。

古い時代の話になりますが、(日合帳、紙合帳のオンラインへの初回時の完全な手戻を確保して徹底的に記録整備をしておくべきだったのではないかと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-264

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早期解決のため、~~格~~ある程度の範囲内で
被保険者の権利を守る、整理するのが一番
重要かと、
と思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は在籍時の給与(2リ)が正しく
 在籍中は年金記録は正しく
 記録も、日本年金機構の決定内は、新制度
 ニュースで大問題と取り上げられ、色々な報道
 の媒体から知ることになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政人として年金制度(特に年金記録は是正の
 ために正確に管理する必要がある)について
 根本的な研究が必要であると考えた。
 また、被保険者及び年金受給者に対して
 年金制度の利便性の公表が必要と考えた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-265

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について、当時問題意識はなかった。
保険料滞納に伴う全喪処理で遡及全喪の場合、「保険料納付がないので、給付はない」の原則論で被保険者の権利侵害について考えが及ぶなかった。当時は20～30年先の年金受給の問題意識もなかった。
年金記録問題は、年金切替の時期も話題にもなく最近になって知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は全く問題意識もなく話題にも及ぶこともなかった。
現時点に於て考えよと、当時は年金切替の労組の反対運動が激しく、被保険者サイドに立った権利問題はなく、全喪処理の際の兼立側に被保険者の権利救済について細心の注意を払う必要があった。
当時何故この問題について議論がなかったのか、今考えよと不可解だ。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号・13-266

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当時は通念に処理しており、問題はない
ものと思っていなした。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の正確な管理がよりよい結果
につながると思う。
セーブル原案に於て考えるべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、問題はなかったと認識していた。
この問題を知ったのは、マスコミの報道である。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

20年以内の経歴であれば、コメントはしない。
それ以上、ある場合は、

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-267

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

取得届の登録入。
改定の日付日、名前等を変えている。
被保険者証の未交付により新番号と振出ている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人から職歴を聴取し、調査する以外特別の方策はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は年金制度が出来た時から存在している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録がどの様に保管されているか府の勤務に事がないので詳細は不明です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-268

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一フーフ地道に記録回復を図って行くしかないと思います。

厚生年金基金の件を現在しているが、同じ基金の記録突を合せても記録回復できるものがあると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今日の新聞、テレビで知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号 13-269

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

専ら個人的事情によって、同一人物(被保険者)が、資格の得喪を繰り返す際、氏名・生年月日等が、その都度変更(氏名については、誰かに対して身元隠れてゐる者の場合等は戸籍とありの氏名を記入し、生年月日については、事業所の採用条件に年齢制限が設けられてゐる場合は、それをクリアする生年月日を記入した等)されるケースが少なからず存在したとのことを反論した。(このケースでは、一人で何枚もの被保険者証を持つこととなり、当然のこととして、年金記録の統合は為し得ない。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いわゆる消えた年金記録について、保険者と被保険者のいずれかが記録の信憑性を証明できないケースについては、政策的対応として、当該被保険者の場合、最短の受給資格期間(通常20年)との差を「空期間」として取り扱って納付期間相当分の年金受給権を取得させること、そのうえで空期間については、当人の選択で保険料を期限を定めて追納すれば本来の年金額が確保できる仕組みを特設することは如何なものか。(固みに、追納分の保険料額は、空期間前後の報酬額の平均値とすることが実体的であろう。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に基づき受給権の裁定が行なわれること、しかも終身年金たる公的年金(老齢年金等)が退職後の生計費の中心であることから、特に慎重な取り扱いの必要性を自覚するとともに、職員例会等でも注意を喚起していった。

所長としての在任期間が昭和60年11月からの10カ月間で、しかも初めての就任であったので、先ず多様な仕事の掌握に努めたこと、そのうえで優先度を考えつつ、諸課題へのマルチ対応をしていった。そんな中で、社会保険庁業務課(高井戸庁舎)への進達記録について照会(調査依頼…不実合分)がなされたこと、鋭意回答に努めたことは承知していった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険委員を活用しての事業主並びに被保険者に対する啓蒙をはじめ、あらゆる機会・媒体により、社会保険制度に対する認識を深めて制度の運営が円滑・的確に行われるよう協力を求めた。また、職員に対しても制度の持つ機能の重要性を再認識して、特に届出書類の受理に当たっては、記載内容が正確であるよう指導するよう求めた。

反省点は一つ、制度を整備すること。具体的には、早急に国民総背番号制を導入することと、虚偽の届出者等に対しては重大なペナルティを課することと、そのことを周知徹底させることである。